

昭和48年	1月26日	港湾局長決定	
昭和48年	4月1日	施	行
昭和53年	4月1日	改	正
昭和63年	4月1日	一 部	改 正
平成 6年	9月1日	改	正
平成13年	4月1日	改	正
平成24年	4月1日	改	正

## 材 料 検 査 実 施 基 準

平成 24 年 4 月 1 日

東 京 都 港 湾 局



# 目 次

## 材料検査実施基準及び同解説

第 1	(目的) . . . . .	1
第 2	(適用範囲) . . . . .	1
第 3	(検査の執行区分) . . . . .	1
第 4	(検査命令) . . . . .	2
第 5	(材料検査) . . . . .	2
第 6	(検査の立会い) . . . . .	2
第 7	(検査の方法) . . . . .	3
第 8	(理化学試験の手続) . . . . .	6
第 9	(検査の技術的基準) . . . . .	7
第 10	(検査結果判明後の措置) . . . . .	7
第 11	(検査結果の報告) . . . . .	8
第 12	(単価契約における材料検査) . . . . .	8
第 13	(離島及び小規模工事における材料検査) . . . . .	8
附 則	(施行期日) . . . . .	8

材料検査要領 . . . . .	9
------------------	---

材料検査実施基準に基づくフロー図 . . . . .	1 1
----------------------------	-----

## 様式

材料搬入予定調書(第 回)(統一19号様式) . . . . .	1 2
材料搬入実績内訳調書(別記様式甲第103号) . . . . .	1 3
材料検査請求書(第 回)(統一20号様式) . . . . .	1 4
試験委嘱指定申請書(指定書)(統一23号様式) . . . . .	1 5
( )承諾申請書(統一25号様式) . . . . .	1 6
材料搬入実績調書(統一102号様式) . . . . .	1 7
材料検査報告書(第 回)(様式第12号) . . . . .	1 8
特殊品目の材料検査について(第4号様式) . . . . .	1 9

## [別表]

### 品目別の執行区分及び検査方法

別表-1	土木工事 . . . . .	2 3
別表-2	建築工事 . . . . .	3 5
別表-3	設備工事 . . . . .	3 9
別表-4	造園工事 . . . . .	5 5

## 品質管理基準

1	アスファルト舗装の品質管理(下層路盤工) . . . . .	6 3
2	アスファルト舗装の品質管理(上層路盤工) . . . . .	6 7
3	アスファルト舗装の品質管理(上層路盤・基層・表層工) . . . . .	6 8
4	路上再生路盤工の品質管理 . . . . .	8 1
5	路上表層再生工の品質管理 . . . . .	8 3
6	コンクリート及びコンクリート舗装の品質管理 . . . . .	8 4
7	その他の工事の品質管理 . . . . .	8 6
8	港湾工事用材の品質管理 . . . . .	9 3

## 参考資料

1	認定マーク等一覧 . . . . .	1 0 3
2	アスファルト混合物事前審査制度 . . . . .	1 1 9
3	港湾構造物で使用する割ぐり石の仕様 . . . . .	1 2 5
4	試験研究機関一覧 . . . . .	1 3 1



## 材料検査実施基準改定について

### 1 改定の理由

- ① 局間で同一手段に用いる様式が異なり、受注者等に混乱を及ぼしていることから主要な様式を全局統一様式にすることとし、平成12年7月に「受注者等提出書類処基準・同実施細目」を改正した。(本格実施は平成13年4月から)
- ② 標準仕様書等に示されている発注者の監督・検査の方法が、従来の指導・監督型から、受注者の自主管理を尊重する「自主管理確認型」へと移行しており、この動きに対応する必要がある。
- ③ 外国企業の参入を考慮して、契約内容の明確化を図るため、標準仕様書では平成10年版(土木工事は平成9年版)で全面的に書面主義が打ち出されている。

また、②との関連もあり、品質管理のシステムであるISO9000sの認証取得業者の拡大に伴い、受注者からも文書化を要求される等、書面主義は時代の趨勢でもあり、材料検査でもこの考えを取り入れる必要がある。

- ① 生産あるいは使用されなくなった材料等がある一方、新たな材料・機器の出現や、既製品の多様化により特注品で想定していた材料・機器が既製品として供給されるようになった。

### 2 改定案の方針

改定案の概要は別紙フロー図及び次に示すとおりである。

- ・ 提出書類を全局統一様式にする。
  - ・ 土木材料仕様書(平成11年4月版)の改正内容と整合させる。
  - ・ 受注者の「自主管理確認型」に対応した検査方法に合わせ検査方法等を見直した。
- ① 書面化して記録化を図るため必要な様式を整備した。
  - ② 甲乙の協議で「材料搬入予定調書」を作成し、乙の主体性を誘導することとした。
  - ③ 第三者機関等の認定を受ける等供給者責任を十分果たせるものについては、検査職員の立会を省略し、「書類の確認」による検査を新設した。
  - ④ 検査の位置付けを明確にするため、検査の結果、不合格の場合は「材料検査報告書」作成し、工事主管課長の指示により契約の相手方に手直し、補強又は引換えさせることとした。
- ・ 別表2「品目別検査区分表」の見直しを行うとともに、新規品目を追加した。
  - ① 土木・建築及び設備工事の検査品目で、使用頻度の少ないものを一部削除し、新しい材料を一部追加した。
  - ② 品質検査において、試験による検査の対象品目を見直した。
  - ③ 品質検査において、書類による検査を新設した。



## 材 料 検 査 実 施 基 準 及 び 同 解 説

### (目 的)

第 1 この基準は、東京都検査事務規程（昭和 43 年東京都訓令甲第 175 号）第 24 条の規定に基づき、港湾局において施行する工事又は製造（東京都工事施行規程第 2 条に規定する工事をいう。以下「工事等」という。）に使用する材料の検査（以下「材料検査」という。）について必要な事項を定める。

### (適用範囲)

第 2 この基準は、以下の工事等について適用する。

- (1) 土木工事、建築工事、電気設備工事、機械設備工事、造園工事その他の工事及びこれに附帯する工事
- (2) 製造、製作、運搬その他これに類する作業
- (3) 工作物、船舶、機械等の修繕

### (検査の執行区分)

第 3 材料検査は、別表の定める区分に従い、原則として監督員が行う。

### [解 説]

監督員による検査業務の兼職は、東京都契約事務規則（昭和 39 年規則第 125 号）第 45 条により禁止されているが、特例として同規則第 47 条の 2 及び材料検査に係る規定の解釈運用に当たり留意すべき事項（昭和 43 年財経庶発第 564 号）に例外規定があり、この特例規定に準拠し、原則監督員に検査業務を執行させるものとする。

ただし、別表1～4に定めがなく特に技術的な判断が必要な品目は、検査員に検査業務を執行させるものとする。

1 別表に定めのない特に技術的な判断が必要な品目の執行区分は、東京都検査事務規程第 4 条の処理方針に基づき検査事務の主管課長（各所の副所長、部においては庶務担当課長）が技術管理課長の助言を得て工事等の主管課長と協議のうえ、別表 1～4 に準じて定めるものとする。

なお、協議結果は検査事務の主管課長が検査職員へ通知するものとし、様式は「特殊品目の材料検査について」（様式第 13 号）による。

2 担当監督員が材料検査を行う場合は、原則として次の項目に該当するものを対象とする。

- (1) 材料の性質や工程等により、工事現場に搬入後、速やかに使用しなければならないもの。
- (2) JIS 等の規格品。
- (3) 材料使用後でも工事現場等での確認が容易なもの。
- (4) 製造工事等の品質管理体制がととのっている。※

※ ISO9000s の認証取得業者のことを言う。ただし、第 7 条の試験による検査の区分

に該当する品目と工事主管課長が判断した場合はその限りではない。

(検査命令)

- 第 4 材料検査に当たっては、監督員が当該契約について監督を命じられた時をもって検査命令があったものとする。
- 2 事故及びその他の理由により第1項の職員が検査を行うことができないときは、工事主管課長は、他の職員を指名して検査を命ずるものとする。

[解 説]

監督員等に対する検査命令の手続は、別に要しないものとする。

(材料検査)

- 第5 材料検査を行う検査員及び監督員（以下「検査職員」という。）は、本基準に基づき工事主管課長と協議の上、受注者が作成した材料搬入予定調書（統一19号様式）に基づき行うものとする。
- 2 試験を行う検査は、受注者から提出される材料検査請求書（統一20号様式）に基づき行うものとする。
- 3 試験を行う検査以外は、第1項の材料搬入予定調書（統一19号様式）に添付された材料搬入実績内訳調書（甲第103号様式）に基づき行うものとする。
- なお、工事主管課長が適当であると判断した品目については、前項の材料搬入報告書に必要な資料を添付させることにより、検査職員の立会いを省略することができる。

[解 説]

- 1 材料検査請求書等の様式は、「受注者等提出書類処理基準・同実細目」によるものとする。
- 2 材料検査請求書（統一20号様式）を検査員に提出するものとする。
- 3 材料搬入予定調書（統一19号様式）には、材料搬入実績内訳調書（甲第103号様式）を添付し、監督員が行う材料検査の対象品目のうち、最初の材料が搬入される前に監督員に提出するものとする。
- 4 第3項により検査職員の立会いを省略する場合は、本基準第7条の品質検査と数量検査ができる資料を添付させるものとする。

(検査の立会い)

- 第 6 検査職員は、材料検査を行うときは、契約の相手方に立会いを求めなければならない。
- 2 監督員が行う材料検査については、工事主管課長の指示がある場合を除き、他の職員の立会いを要しないものとする。

[解 説]

検 監督員が行う材料検査において、工事等の現場で行う場合は他の職員の立会いは要しないものとする。

監督員が行う材料検査において、工事等の現場以外で行う場合は、原則として工事等の主管課長が指定する職員の立会いを要するものであるが、工事等の主管課長の判断により、変更の余地を残すものである。

3 「工事等の現場」とは、工事現場や現場製作等をいう。

(検査の方法)

第7 材料検査の方法は次に掲げるとおりとする。

1) 品質検査

品質検査は、工事等に使用する材料の品質を、検査職員が土木材料仕様書、東京都建築工事標準仕様書、東京都機械設備工事標準仕様書、東京都電気設備工事標準仕様書、東京都電気通信設備工事標準仕様書、特記仕様書等の規定に照らして検査するものとし、その方法は次による。

ア 試験を行う検査

外観、形状、寸法、重量、性能及び品質管理上の成績表等について観測判定するほか、理化学的性質について試験研究機関における試験（以下「理化学試験」という。）又は試験設備を有する製造業者等における試験を受けさせ、その試験結果により判定する。

イ 確認による検査

外観、形状、寸法、重量、性能について、見本品（現物見本を含む。）、カタログ、製作図、試験成績表等により観測し判定する。

ウ 照合による検査

JIS等の規格を証明するマークの表示又はJIS等に基づく規格証明書を現品と照合して確認する。

エ 書類による検査

土木工事において、品質管理基準の対象品目、「アスファルト混合物事前審査制度」の対象品目については、使用前に規格証明書、配合計画書等の書類を審査し判定する。

2) 数量検査

数量検査は、工事等に使用する材料の数量を、検査職員が設計図書等に照らして検査するものとし、その方法は次による。

ア 検量による検査：使用前に直接材料の数量を確認する。

イ 出来形による検査：使用後に出来形等により数量を確認する。

2 各品目別の検査方法は、別表1～4に定めるとおりとする。ただし検査職員は、別表1～4に定める方法によることが適当でないと認める場合は、工事主管課長の承認を得て、その方法を変更することができる。

- 3 別表 1～4に定めのない特殊な品目の検査方法については、特記仕様書等に定められている場合を除き、検査事務の主管課長と工事等の主管課長が協議して定める。  
なお、協議結果をうけて、検査事務の主管課長が検査職員に通知する。監督員は契約の相手方にこれらの検査方法を本基準第 5 条第 1 項の「材料搬入予定調書」（統一 19 号様式）に明記するよう指示する。
- 4 試験を行う検査のうち、土木工事で使用するものについては、材料検査を行う工事の年度内に、所内の他の工事の材料検査において、同一工場で製造された同一品目の材料の検査が 1 回で合格している場合は、工事主管課長の判断により試験を省略し、確認による検査を行うことができる。ただし、この場合においても工事主管課長が必要と認めた場合は、試験を行わなければならない。
- 5 確認による検査及び照合による検査の対象品目になっているものについては、量の多少を問わずに原則として材料個別に試験を行う必要はないが、JIS 等規格品との照合ができない場合、納入された材料に疑義を生じた場合及び検査職員が必要と認める場合については、試験を行わなければならない。
- 6 書類による検査の対象品目になっているものについては、量の多少を問わずに原則として試験を行う必要はないが、納入された材料に疑義を生じた場合及び検査職員が必要と認める場合については、試験を行わなければならない。

[解 説]

1 材料検査は品質検査と数量検査からなる。

(1) 品質検査

品質検査は、原則として照合を除き検査の事前に提出し承認された「〇〇承諾申請書」（統一 25 号様式）等に必要な資料を添付したものの提出を受けて品質検査を行う。

なお、土木工事の場合は「〇〇承諾申請書」以外の材料に係る資料（カタログ、製作図、試験成績表等）受注者は後日わかるように別途整理しておくものとする。

土木工事以外の提出区分は別表 2～4 のとおりとする。

ア 「試験を行う検査」の対象品目については、理化学試験若しくは性能確認を必要とする品目のうち、別表 1～4 において「試験を行う検査」の対象品目になっているもの又は別表 1～4 に記載のない品目で、以下のいずれかの条件に該当するものとする。

① 次の資料のうち、試験による検査によらなければ材料の適否を判断することができないと認められるもの。

(a) 工事等で重要な材料

(b) 特注品

- ② 新製品、特殊製品等で当該製品の性質、性能を判定する必要があるもの。

イ 「確認による検査」の対象品目については、別表 1～4 において、「確認による検査」の対象品目となっているもの又は別表 1～4 に記載のない品目で、以下のいずれかの条件に該当するものとする。

- ① 特記仕様書に理化学的性質及び製品の性能について規定されていないもの。  
② JIS 等規格品であるが、意匠などの加工を加えたもの。

なお、別表 2～3 のうち、「確認」欄中の「成績」は製作図、カタログ及び製作会社等の成績表の提出を受けて、観測し判定する。

ウ 「照合による検査」の対象品目については、別表 1～4 において「照合による検査」の対象品目となっているもの又は以下の条件に該当するものとする。

- ① 別表 1～4 に記載のない品目のうち、「試験を行う検査」及び「確認による検査」の対象品目以外のもので、以下のいずれかの条件に該当するもの。  
(a) JIS 等規格品で、規格を証明するマークが表示されているもの。  
(b) JIS 等規格品で、規格証明書が添付されており、照合ができるもの。

エ 「書類による検査」の対象品目については、土木工事において以下のいずれかの条件に該当するものとする。

- ① 品質管理基準の対象品目に規定されているもので、施工管理記録等により品質が確認できるもの。  
② 「アスファルト混合物事前審査制度」の対象品目に規定されているもの。

書類による検査は、使用前に規格証明書、配合計画書等の書類を審査することにより判定し、使用後に「土木出来形管理基準」に基づく施工管理の記録、出来形及び工事記録写真等により確認するものとする。

また、品質管理基準、アスファルト混合物事前審査制度等に基づき、製作・製造及び施工段階での品質管理を厳密に行うことが前提である。

(2) 数量検査

原則として、ブロック類のように、設置後の数量の確認が容易なものについては、出来形等により使用後に間接的に把握する方法（出来形による検査）とし、杭等のように、設置後の数量の確認が困難なものについては、使用前に直接、材料を計量する方法（検量による検査）によるものとする。

2 検査方法の変更

各材料について、第 1 項の区分により検査方法を別表 1～4 のとおり定めたが、材料、工事種別、材料製造者等の事情に例外的な場合もあることを考慮して変更の余地を残すものである。

### 3 特殊な品目の検査方法

別表1～4に定めのない特殊な品目の材料検査の検査方法は、特記仕様書に定められているものを除き、東京都検査事務規程第4条の処理方針に基づき検査事務の主管課長（各所の副所長、部においては庶務担当課長）が技術管理課長の助言を得て工事等の主管課長と協議して、本基準の第7条（検査の方法）に準じて定めるものとする。（ほとんどが「試験による検査」になるが。）なお、協議結果は、第3条（検査の執行区分）と同様に「特殊品目の材料検査について」（様式第12号）により検査事務の主管課長から監督員へ通知するものとする。

### 4 所内の定義

「所内」とは、港湾局の各事務所をいう。

### 5 素材としての材料の取扱い

材料検査は、現場で使用する状態で行うものとし、工場で素材として使用するもの（生コンクリートの骨材、セメント及びアスファルト混合物の骨材、アスファルト等）については、配合報告書等で確認することとし、材料検査は行わないものとする。ただし、検査職員が必要と認める場合については、材料検査を行わなければならない。

#### （理化学試験の手続）

第8 検査職員は東京都検査事務規程第18条第3項の規定により試験機関を指定する場合は、契約の相手方から試験委嘱指定申請書（統一23号様式）の検出を受けてから、試験委嘱指定書（統一23号様式）を交付しなければならない

2 理化学試験を行う機関は、次に掲げるものの中から指定するものとする。

(1) 都、国若しくは公立の試験研究機関又は大学の研究室の試験施設その他これに準ずる試験研究機関

(2) 参考資料の試験研究機関一覧表に掲げる公的機関等又は技術管理課長と工事主管課長とが協議のうえ承認をした試験研究機関

(3) 検査対象材料の製造業者等が試験研究設備を有する場合にあっては、その試験研究設備

なお、原則として検査職員の立ち会いは不要であるが、本基準の第8条第2項(3)で試験を行う場合は、検査職員が立合う。

3 検査職員は東京都検査事務規程第19条第1項により理化学試験の供試料を採取する場合で、材料の性質上搬入後ただちに使用する材料については、契約の相手方に採取方法を指示して行わせることができる。

#### 〔解説〕

1 第3項は、監督員が常時現場にいる体制でないことを考慮し、監督員が行うこととなっている材料について特例を設けたものであり、材料の性質上搬入後ただちに使用される材料については、供試料の採取を自ら行わず、契約の相手方に採取方法を具体的に指示して行わせることができるものとする。

- 2 土木工事において検査職員の打刻又は封印を省略する場合もあるため、東京都検査事務規則 19 条第 2 項は省略することができることとする。
- 4 試験委嘱指定申請書の様式は、「受注者等提出書類処理基準・同実施細目」によるものとする。(統一 23 号様式)

(検査の技術的基準)

第 9 理化学試験の項目、供試料の採取基準その他材料検査の技術的基準については、土木材料仕様書等、JIS 等の規格又は特記仕様書等に定めるところによる。

[解 説]

土木工事については、土木材料仕様書によることとし、同仕様書に定めのないものについては、特記仕様書によるものとする。

また、建築工事、設備工事については、東京都建築工事標準仕様書、東京都機械設備工事標準仕様書、東京都電気設備工事標準仕様書、東京都電気通信設備工事標準仕様書、JIS 等の規格及び特記仕様書等によるものとする。

(検査結果判明後の措置)

第 10 検査職員は、材料検査を完了したときは、速やかに契約の相手方に合否を知らる。また、東京都検査事務規程第23条第2項により契約の相手方に必要な指示をしたときは、その都度、材料検査報告書(様式第12号)に検査資料を添付して工事主管課長に報告しなければならない。

- 2 前項において不合格品がある場合は、東京都検査事務規程第32条及び第33条に定める措置をおこななければならない。また、材料の性質上、使用後に理化学試験の結果が不合格と判明した場合又は書類による検査で使用後に不合格となることが判明した場合は、工事主管課長及び所長に材料検査報告書で報告のうえ、指示をもって必要な措置をおこなうこととする。

[解 説]

- 1 監督員が検査する場合は、材料の性質上、使用後に理化学試験成績の不合格が判明する場合や、「書類による検査」において、使用後に施工管理記録等により確認する段階で不合格となることが判明する場合がある。この場合、構造物の取りこわしや別の方法による検査のやり直し等が予想されるので、工事等の主管課長及び所長の指示により処理するものとする。
- 2 契約の相手方に不合格となった材料を引き取らせる場合は、書面(材料検査報告書の写しと指示書又は改善要求書)による。ただし、緊急を要する場合は、口頭による指示を行い、後日書面により指示内容を確認するものとする。

なお、書面の様式は、「受注者等提出書類処理基準・同実施細目」によるものとする。  
(様式第 12 号)

(検査結果の報告)

第 11 検査職員は第5条第2項の試験による検査と第5条第3項の試験以外の検査が全て完了したときは、契約の相手方に材料搬入実績調書（甲第102号様式）に第5条第1項で作成した材料搬入実績内訳調書（甲第 103 様式）の写しに搬入実績数量を記載したものを添付して提出させ、取りまとめてから工事主管課長に検査の結果を報告するものとする。

[解 説]

- 1 材料搬入実績調書（別記様式甲第 102 号）に本基準第 5 条第 3 項で提出した材料搬入実績内訳調書（甲第 103 号様式）の写しに実績の数量を添付して報告する。

(単価契約における材料検査)

第 1 2 単価契約における材料検査は、全て監督員が行うものとし、検査方法は、この基準の別表 1～4 又は特記仕様書に定められているものを除き、工事等の主管課長の指示を受ける。なお、第3条、第5条、第11条、の規定は適用しない。

[解 説]

単価契約で処理する工事は、現場が広範囲に散在していたり工事の施行が断続的にひん発したりするため、検査員の検査になじまないものである。従って、別表 1～4 の検査の区分に関係なく、すべて監督員が材料検査を行うものとする。

なお、別表 1～4 に記載がなく、特記仕様書にも定めのない品目の検査方法は、第 7 条に準じ、工事等の主管課長の指示を受けるものとする。

(離島及び小規模工事における材料検査)

第 13 離島及び小規模工事のうち、本基準によりがたい事項の生じた場合は、検査方法等について工事主管課長の指示を受けるものとする。

[解 説]

離島の工事及び小規模な工事において使用する材料のうち、検査を簡略化しても支障のないものについては工事主管課長の判断に委ねることとした。

附 則

この基準は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

昭和 48 年 8 月 1 日 一部改正

昭和 49 年 10 月 1 日 ”

昭和 51 年 10 月 1 日 ”

昭和 53 年 4 月 1 日 改正

昭和 55 年 4 月 1 日 一部改正

昭和 63 年 4 月 1 日 ”

平成 6 年 9 月 1 日 改正

平成 13 年 4 月 1 日 改正

平成 24 年 4 月 1 日 改正

## 材料検査要領

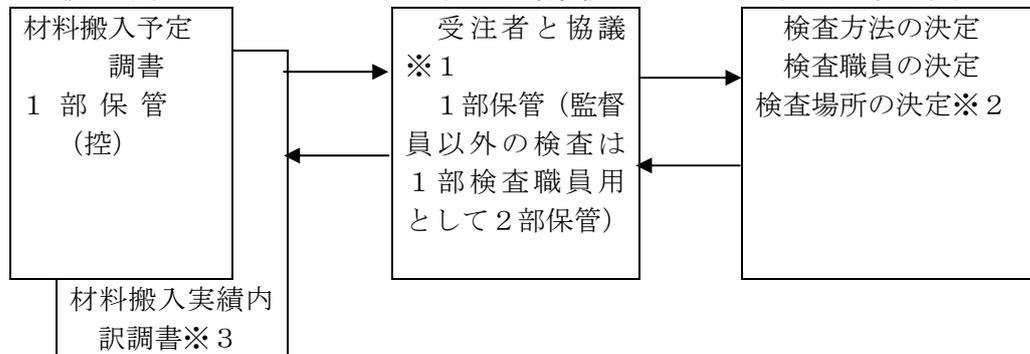
### 書類の取扱い

材料検査等の書類の流れについては、原則として次のように行う。

#### (1) 材料搬入予定調書の作成 (材料搬入前に作成)

契約の相手方 (以下「受注者」という。) が工事等により給付を行うために使用する全ての材料については、検査方法や検査場所、検査職員等について「材料搬入予定調書」を作成する。) に基づき行うこととする。

材料計画書は受注者が、本基準に基づき主管工事課長と協議の上、受注者が作成する。これは、検査前に受注者と発注者の責任の範囲を明確にするための書類である。(受注者)



※1 試験による検査に該当する品目は、必ず検査要領書を提出させる。

※2 検査場所が工事場所以外で実施する場合は、原則として提出時に摘要欄に検査場所を記入させる。検査員を指定する材料については適用欄に検査員検査と記入する。

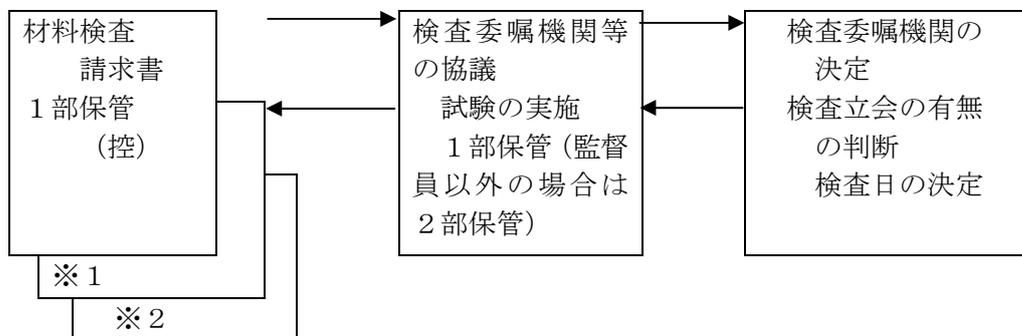
※3 数量実績欄以外の項目を記入させる。

#### (2) 試験による検査

(受注者)

(検査職員)

(工事主管課長)



※1 理化学試験の場合は試験委嘱指定申請書及び試験委嘱指定書を添付する。

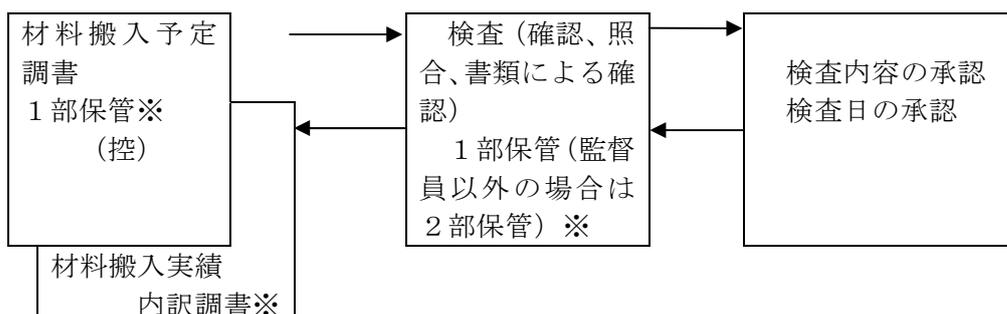
※2 材料検査に必要な品質管理上の成績表、規格証明書、材料の試験成績表等を添付する。

#### (3) 試験以外による検査

(受注者)

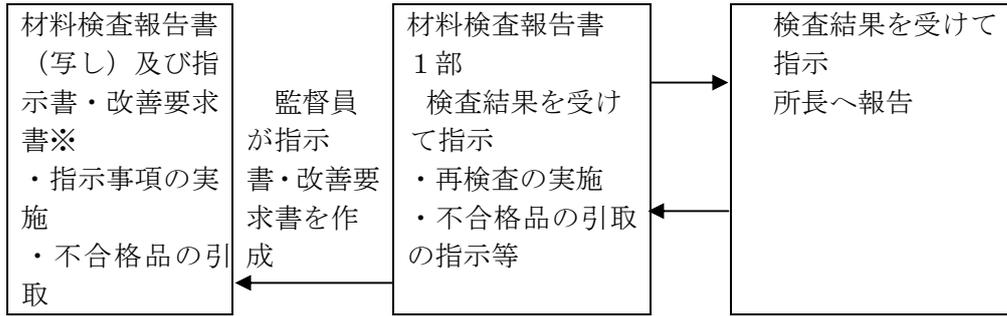
(検査職員)

(工事主管課長)



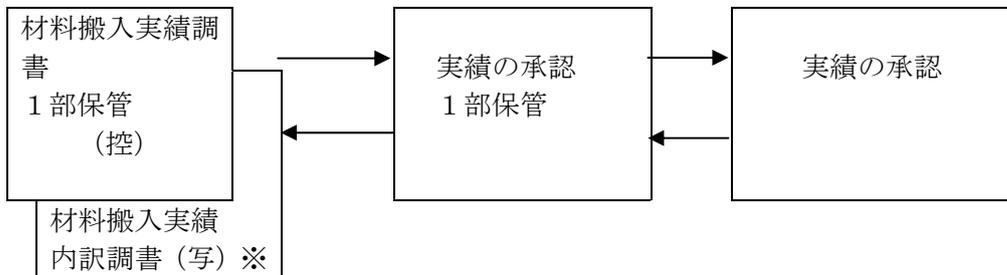
※ (1) の材料搬入実績内訳調書と同じ書類を使用する。監督員以外の場合は3部作製させる。

(4) 「材料検査報告書」の提出 (不合格品の場合のみ作成)  
(受注者) (検査職員) (工事主管課長)



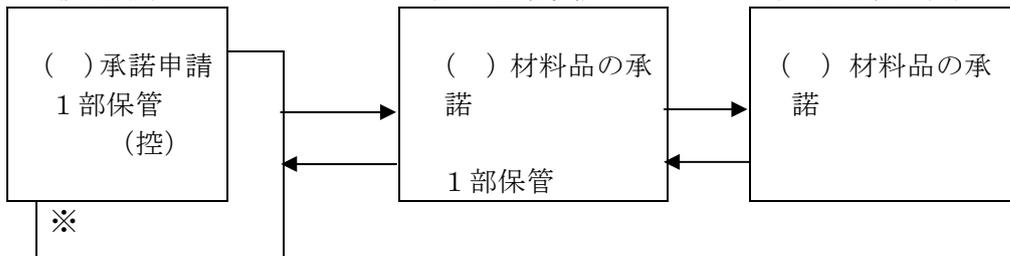
※ 監督員は検査職員が作成した材料検査報告書の写しと監督員が作成した指示書及び改善要求書で受注者に不合格品の手直し、補強、引き換えを行わせる。

(5) 「材料搬入実績調書」の提出 (材料検査完了時)  
(受注者) (担当監督員) (工事主管課長)



※ (1) の材料搬入実績内訳書の写しに実績の数量を記入させる。

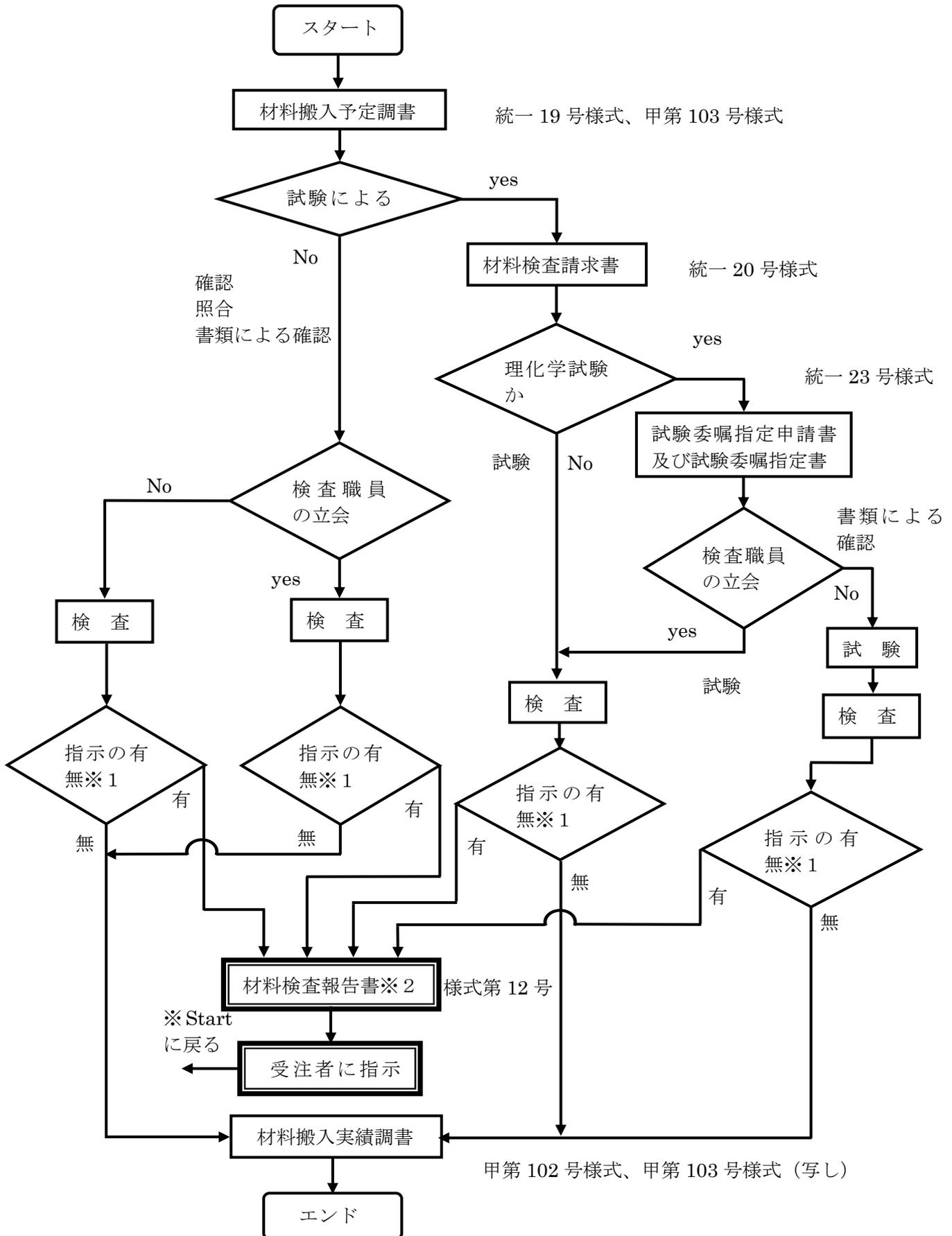
(6) 承諾申請書の提出 (個々の材料別、記録提出時)  
(受注者) (担当監督員) (工事主管課長)



※ 承諾に必要な構造図、構造計算書、試験成績表等の書類を添付する。

(7) 提出書類欄の「承諾」以外の材料に係る資料 (カタログ、製作図、試験成績表等)

受注者は後日わかるように別途整理しておくものとする。



※1 指示とは契約の相手に材料について手直し補強又は引換えさせる事である。

※2 **————** の枠は検査職員が作成する。

文書番号 (工事番号)	
----------------	--

## 材料搬入予定調書

平成 年 月 日

(発注者あて)  
殿

住所  
受注者  
氏名  
〔法人の場合は名称  
及び代表者の氏名〕

現場代理人氏名 ㊟

下記の工事に使用する材料の搬入予定は別紙のとおりです。

文書番号 (契約番号)			
工事件名			
工事場所			
契約金額	¥ (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ )		
契約年月日	平成 年 月 日	工 期	

監督員 職 氏 名	㊟	受付年月日	平成 年 月 日
--------------	---	-------	----------

監理業務受託者	事務所名	担当者名	㊟
---------	------	------	---

## 材料搬入実績内訳調書

品名	形状寸法	数量		単位	品質検査の方法				摘要
		予定	実績		試験	確認	照合	書類	

(注) 品質検査の方法欄には、標準的な方法の欄に○印を付し、標準的な方法を変更して検査を行ったものがあるときは、該当する検査方法の欄に対象数量を記し、摘要欄にその理由を記載する。

文書番号 (工事番号)	
----------------	--

## 材料検査請求書（第 回）

平成 年 月 日

（発注者あて）

殿

住所  
受注者  
氏名  
〔法人の場合は名称〕  
及び代表者の氏名

現場代理人氏名

Ⓜ

下記のとおり材料検査を請求します。

文書番号 (契約番号)			
工 事 件 名			
工 事 場 所			
契 約 金 額	¥ (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ )		
契 約 年 月 日	平成 年 月 日	工 期	
検 査 場 所			
検 査 対 象 材 料			

検 査 員 職 氏 名	Ⓜ	検 査 年 月 日	平成 年 月 日
立 会 員 職 氏 名	Ⓜ		

監理業務受託者	事務所名	担当者名	Ⓜ
---------	------	------	---

文書番号 (工事番号)	
----------------	--

## 試験委嘱指定申請書

平成 年 月 日

検査員 殿

住所  
受注者  
氏名  
〔法人の場合は名称  
及び代表者の氏名〕  
現場代理人氏名 ⑩

下記の試料の試験について委嘱機関の指定を申請します。

文書番号 (契約番号)	
件名又は用途	
試料名	
呼び名(種類)	
産地又は製造者	
備考	(セメント・コンクリート材令 日)

## 試験委嘱指定書

平成 年 月 日

検査員職氏名 ⑩

上記申請書により申請のあった件について、下記のとおり指定します。

試験委嘱機関			
試験項目			
成績通知先			
試料数		試料採取対象数量	
採取年月日	平成 年 月 日		
採取場所			
封印者の氏名		電話	

文書番号 (工事番号)	
----------------	--

<b>( ) 承諾申請書</b>			
(発注者あて)		平成 年 月 日	
殿			
		住所 受注者 氏名 〔法人の場合は名称 及び代表者の氏名〕	
		現場代理人氏名 印	
下記工事について、別添 ( ) の承諾を申請します。			
文書番号 (契約番号)			
工 事 件 名			
工 事 場 所			
契 約 金 額	¥ (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ )		
契 約 年 月 日	平成 年 月 日	工 期	
上記の件について承諾します。			
現場代理人 殿		平成 年 月 日	
		(工事主管課長)	
		氏名 印	

監理業務受託者	事務所名		担当者名	印
---------	------	--	------	---

注1 この様式は、仕様書等で承諾を義務付けられているものについて使用する。  
2 ( ) 内には、工事記録写真撮影計画、製作方法、基礎杭頭部切断、材料等と記載する。

文書番号 (工事番号)	
----------------	--

## 材料搬入実績調書

平成 年 月 日

(発注者あて)

殿

住所  
受注者  
氏名  
〔法人の場合は名称  
及び代表者の氏名〕

現場代理人氏名 ㊟

下記の工事に使用した材料の搬入実績は別紙のとおりです。

文書番号 (契約番号)			
工事件名			
工事場所			
契約金額	¥ (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ )		
契約年月日	平成 年 月 日	工 期	

監督員 職 氏 名	㊟	受領年月日	平成 年 月 日
--------------	---	-------	----------

監理業務受託者	事務所名	担当者名	㊟
---------	------	------	---

様式第12号

文書番号  
(工事番号)

# 材料検査報告書 (第 回)

平成 年 月 日

(工事主管課長あて)  
殿

主任 監督員氏名  
担当 ⑩

下記のとおり、材料検査の結果を報告します。

工 事 件 名	
検 査 場 所	
検 査 品 目	
検 査 種 別	・ 試 験                      ・ 確 認                      ・ 照 合
検 査 年 月 日	
検 査 の 判 定	
付 記 事 項	

監理業務受託者	事務所名	担当者名	⑩
---------	------	------	---

(検査職員あて) 殿

検査事務主管課長  
(公 印 省 略)

### 特殊品目の材料検査について

下記の材料を別冊契約図書及び関係資料により検査されたい。

#### 記

1. 文書番号
2. 工事番号
3. 工事件名
4. 工事場所
5. 請負者
6. 工 期      平成 年 月 日から  
                 平成 年 月 日まで
7. 材料名及び検査方法

注 この様式は、工事1件ごとに作成し、検査職員に手渡しすること。



[別 表]

## 品目別の執行区分及び検査方法

別表一	1	土木工事
別表一	2	建築工事
別表一	3	設備工事
別表一	4	造園工事



## 別表－ 1

### 品目別の執行区分及び検査方法

(土木工事)



別表 1 品質別検査区分表  
土木工事

番号	品名	監督員検査 検査方法					提出書類	備考
		品質			数量			
		試験	確認	照合	書類	検量	出来形	
101	洗砂利		○				○	
102	コンクリート用砕石			○			○	
103	コンクリート用砕砂			○			○	
104	コンクリート用洗砂		○				○	
105	アスファルト混合物用洗砂							注3) 工場で素材として使用される材料は、材料検査不要
106	構造用軽量コンクリート骨材							
107	砂		○				○	舗装のしゃ断層、埋め戻し用その他に使用
108	クラッシュラン			○	○		○	注11) 品質管理基準の対象となる舗装材料は「書類による検査」「監督員資料」
109	再生クラッシュラン		○		○		○	
110	粒度調整砕石			○	○		○	
111	単粒度砕石			○			○	
112	スクリーニングス							注3) 工場で素材
113	砕石ダスト		○				○	
114	道路用鉄鋼スラグ			○	○		○	注11) 品質管理
115	舗装用石粉			○			○	
116	割ぐり石		○				○	(おもに構造物の基礎及び根固め用捨て石に使用)
117	玉石		○				○	
118	改良土		○				○	
119	再生粒度調整砕石		○		○		○	注11) 品質管理
201	一般構造用圧延鋼材			○			○	注4) 製作会社の「鋼桁製作に係わる社内検査要領」等により「書類による検査」
202	溶接構造用圧延鋼材用			○			○	
203	溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材			○			○	
204	ねずみ鋳鉄品			○			○	

番号	品名	監督員検査					提出書類	備考	
		検査方法							
		品質試験	確認	照合	書類	数量	検出		承諾
205	球状黒鉛鋳鉄品			○			○		
206	炭素鋼鋳鋼品			○			○		
207	炭素鋼鍛鋼品			○			○		
208	配管用炭素鋼鋼管			○		○	○	注2) 設置後の数量の確認が容易なものについては出来形、困難なものは検量	
209	一般構造用炭素鋼鋼管			○		○	○		
210	一般構造用軽量形鋼			○		○	○		
211	ステンレス鋼材			○		○	○		
212	ミーハナイトメタル			○		○		○	
213	アルミニウム合金鋳物			○			○		
214	アルミニウム合金押出形材			○			○		
215	鉄筋コンクリート用棒鋼			○			○		
216	P C 鋼線及びP C 鋼より線			○			○		
217	P C 鋼棒			○			○		
218	鋼管ぐい			○		○	○	注2) 設置後の数量の確認が容易なものについては出来形、困難なものは検量	
219	H型鋼ぐい			○		○	○		
220	熱間圧延鋼矢板			○		○	○		
221	鋼管矢板			○		○	○		
222	軽量鋼矢板		○				○	○	
223	摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット			○			○		
224	構造用トルシア形高力ボルト・六角ナット・平座金のセット	○					○	○	
225	タイロッド類 (陸上のみ)	○				○	○	○	注2)
226	スタッド			○			○		
227	鉄網		○				○		

番号	品名	監督員検査					提出書類	備考
		検査方法						
		品質試験	確認	照合	書類	数量検査	数量	
228	溶接金網			○			○	
229	ひし形金網			○			○	
230	クリンプ金網			○			○	
231	ネットフェンス構成部材			○			○	
232	亜鉛めっき鉄線製かご類			○			○	
233	道路びょう		○				○	
234	反射性道路びょう		○				○	
235	防護柵		○				○	
236	道路標識 路側式		○				○	
236	道路標識 オーバーハング式		○				○	○
237	道路反射鏡		○				○	
238	視線誘導標		○				○	
239	街頭用テーパーポール		○				○	○
240	道路照明用器具		○				○	○
301	ポルトランドセメント			○			○	注6) 手練りコンクリートや地盤改良工等において、工事現場で使用する場合に限り、材料検査を行う
302	高炉セメント			○			○	
303	フライアッシュ			○			○	
304	安定処理用石灰			○			○	
305	セメント系固化材		○				○	
306	一般用レディーミクストコンクリート				○		○	○
307	舗装用レディーミクストコンクリート				○		○	○
308	水中用レディーミクストコンクリート				○		○	○
309	セメント処理混合物	○			○		○	○
310	遠心力鉄筋コンクリート管			○			○	

番号	品名		監督員検査					提出書類	備考
			検査方法						
			品質試験	確認	照合	書類	数量検査	数量	
311	コア式プレストレストコンクリート管				○		○		
313	陶管	直管			○		○		
		異形管			○		○		
314	舗装用コンクリート平板				○		○		
315	視覚障害者誘導用ブロック				○		○		
316	インターロッキングブロック			○			○	○	
317	鉄筋コンクリートU形				○		○		
318	鉄筋コンクリートU形用ふた				○		○		
319	組合せ暗きょブロック				○		○		
320	コンクリートL形及び鉄筋コンクリートL形（鉄筋コンクリートU型ふた掛け用）				○		○		
321	鉄筋コンクリート特殊L形（鉄筋コンクリートU型ふた掛け用）				○		○		
322	鉄筋コンクリート特殊L形及び縁塊（場所打側溝ふた掛け用）				○		○		
323	鉄筋コンクリート特殊L型及び縁塊（建設省型）				○		○		
324	プレストレスト街きょブロック			○			○	○	
325	コンクリート境界ブロック				○		○		
326	歩車道境界特殊コンクリートブロック				○		○		
327	集水ます（街きょ用、L型用、U型用）ブロック類			○			○		

番号	品名	監督員検査					提出書類	備考
		検査方法						
		品質試験	確認	照合	書類	数量検査	数量	
328	鋳鉄製格子形集水ます用ふた		○				○	
329	汚水ます（L型・円形）ブロック類		○				○	
330	人孔側塊			○			○	
331	人孔床版塊		○				○	
332	人孔ふた			○			○	
333	人孔付属物		○				○	
334	植樹帯用コンクリートブロック		○				○	
335	道路浸透ます（コンクリート枠）		○				○	
336	公園用ハンドホール		○				○	
337	鉄筋コンクリート境界標杭		○				○	
338	コンクリート積み・張り・連結ブロック			○			○	
339	空洞コンクリートブロック			○			○	
340	プレストレストコンクリート矢板			○		○		
341	遠心力鉄筋コンクリートぐい			○		○		
342	プレテンション方式遠心力高強度プレストレストコンクリートぐい			○		○		
343	道路橋用プレストレスコンクリート橋げた			○			○	
344	鉄筋コンクリート管（ソケット）			○		○		

番号	品名		監督員検査					提出書類	備考
			検査方法						
			品質			数量		承諾	
			試験	確認	照合	書類	検出		
401	石油アスファルト	ストレート20～40						注3) 主に工場で素材として使用する材料は、材料検査は不要	
		ストレート40～300							
		ストレート10～30							
402	改質アスファルトⅠ型								
403	改質アスファルトⅡ型								
404	セミブローンアスファルト								
405	付着性改善アスファルト								
406	高粘度改質アスファルト								
407	トリニダッドレイクアスファルト								
408	グースアスファルト								
409	添加剤入りカットバックアスファルト混合物								
410	石油アスファルト乳剤				○		○	○	
411	ゴム入りアスファルト乳剤			○			○	○	
412	アスファルト混合物					○	○	○	
413	再生加熱アスファルト混合物					○	○	○	注5) アスファルト混合物事前審査制度
414	グースアスファルト混合物					○	○	○	
415	添加剤入りカットバックアスファルト混合物				○		○	○	
416	アスファルト処理混合物					○	○	○	
417	再生加熱アスファルト処理混合物					○	○	○	
418	半たわみ性アスファルト混合物					○	○	○	

番号	品名		監督員検査					提出書類	備考	
			検査方法							
			品質試験	確認	照合	書類	数量検査	数量		出来形
419	接着剤（橋面舗装用）			○				○	○	
420	防水材（橋面舗装用）	合成ゴム溶剤型		○				○	○	
		瀝青加熱型		○				○	○	
		シート系		○				○	○	
		貼付用アスファルト		○				○	○	
421	目地材（橋面舗装用）			○			○	○		
501	エッチングプライマー				○		○		注4)	
502	ジングリッチプライマー			○			○	○		
503	一般用さび止めペイント				○		○			
504	鉛丹さび止めペイント				○		○			
505	亜酸化鉛さび止めペイント				○		○			
506	塩基性クロム酸鉛さび止めペイント				○		○			
507	シアナミド鉛さび止めペイント				○		○			
508	合成樹脂調合ペイント				○		○			
509	フェノール樹脂系M I O 塗料			○			○	○		
510	エポキシ樹脂M I O 塗料			○			○	○		
511	塩化ゴム系塗料			○			○	○		
512	タールエポキシ樹脂塗料				○		○			
513	エポキシ樹脂塗料			○			○	○		
514	超厚膜形エポキシ樹脂塗料			○			○	○		
515	変性エポキシ樹脂塗料			○			○	○		

番号	品名		監督員検査					提出書類	備考
			検査方法				数量		
			品質試験	確認	照合	書類		検量	
516	シリコンアルキド樹脂塗料			○			○		注4)
517	ポリウレタン樹脂塗料			○			○		
518	ふっ素樹脂塗料			○			○		
519	道路標示塗料				○		○		
601	樹木	樹木		○			○		
		株物		○			○		
602	芝			○			○		
603	地被植物・草花			○			○		
604	植栽保護材料			○			○		
605	土壌及び土壌改良剤	土壌		○			○		
		土壌改良剤		○			○		
606	肥料・農薬			○			○		
701	目地板			○			○		
702	注入目地材			○			○		
703	塩化ビニール樹脂製止水板				○		○		
704	硬質塩化ビニル管				○		○		
705	エポキシ樹脂モルタル			○			○		注4) 鋼桁要領

番号	品名	監督員検査					提出書類	備考
		検査方法						
		品質			数量		承諾	
		試験	確認	照合	書類	検量		
	砂（地盤改良・置換敷き砂等）		○				◎	◎は港湾工事用材
	砂・鉦滓（中詰材用）		○				◎	
	割ぐり石 （被覆石、捨石、根固め石等）		◎				◎	
	砂岩ずり（中詰め材用）		◎				◎	
	タイロッド類（H・T材）	◎					◎	注9）
	タイロッド類（ロープ類）	◎					◎	〃）
	ゴム防舷材		◎				◎	〃）
	係船柱		◎				◎	
	土木シート		◎				◎	
	車止め（プラスチック）		◎				◎	
	電気防食陽極		◎				◎	
	コーナ材（プラスチック）		◎				◎	
	摩擦増大用マット	ゴムマット		◎			◎	
		ゴムマット再生		◎			◎	
		アスファルトマット		◎				◎
	ゴム梯子		◎				◎	
	ペトロラタム保護カバー		◎				◎	
	発砲スチロールブロック（E.P.S）		◎				◎	
	スルースバルブ		◎				◎	

- 注1) 提出書類の区分の欄の「承諾」とは「承諾申請書」のことをいう。
- 注2) 検査方法のうち、数量の欄の「検量」と「出来形」の両方に○印を付した材料は、原則として、設置後の数量の確認が容易なものについては、出来形による検査とし、設置後の数量の確認が困難なものについては検量による検査とする。
- 注3) 主に工場で素材として使用する場合は、材料検査は不要とし、執行区分、検査方法、提出書類の区分の欄を空欄とした。
- 注4) 材料番号201～203、501～518及び705の材料で、橋梁工事に使用するもので、鋼げた製作に係わる社内検査要領の対象となるものについては、品質検査の区分に「書類による検査」とするが、検査方法は同要領に基づくものとする。
- 注5) 材料番号412～418のアスファルト混合物のうち、「アスファルト混合物事前審査制度」の対象となっていないものについては、「承諾申請書」を提出のうえ、「試験を行う検査」により品質を確認するものとする。
- 注6) 材料番号301～305の材料は、手練りコンクリートや地盤改良工事において、工事現場で使用する場合に限り、材料検査を行う。
- 注7) 材料検査の技術的基準は、「土木材料仕様書」及び「特記仕様書」等によるものとする。
- 注8) 「(社)日本下水道協会」の認定適用資器材(Ⅱ類)並びに認定資器材を使用する場合に適用する。検査に当たっては、当該製品に表示(刻印等)されている認定標章(マーク)を確認する。
- 注9) 材料の仕様は、特記仕様書又は監督員の指示による。
- 注10) 本表の材料番号は「土木材料仕様書」の材料番号と同一のものである。
- 注11) 材料番号108～110、114、119及び309の材料で、「土木工事管理基準」の品質管理基準の対象となる舗装材料として使用するものについては、品質検査の区分は、「書類による検査」とし、提出書類の区分は「監督員資料」とする。

別表— 2

品目別の執行区分及び検査方法

(建築工事)



1 建築工事

(注) 確認による検査の欄における種別は、次の区分による。

- ① は、試験成績による。
- ② は、設計図書または、製作図による。
- ③ は、見本（現物見本を含む。）カタログによる。

検査の種類 工事等の区分	品 目	監督員検査			備 考
		検査の方法			
		試験	確認	照合	
土工事	土（埋戻し、盛土）		②		
地業工事	既製 <sup>くい</sup> コンクリート杭 鉄筋 コンクリート 割り石、砂、砂利		① ②	○ ○	JIS規格品等の場合 JIS規格品の場合
鉄筋工事	鉄筋			○	JIS規格品の場合
コンクリート工事	コンクリート 合板型枠 鋼製デッキプレート		① ②	○	JAS規格品の場合
鉄骨工事	鋼材 高力ボルト デッキプレート 製品			○ ○	JIS規格品の場合 JIS規格品等の場合
コンクリートブロック ALCパネル及び 押出成形セメント板工事	ブロック ALCパネル 押出成形セメント板			○ ○	JIS規格品の場合 JIS規格品の場合
防水工事	ルーフィング 塗膜防水主材 シーリング			○ ○ ○	JIS規格品の場合 JIS規格品の場合 JIS規格品の場合
石工事	石材		②③		
タイル工事	タイル		③		
木工事	木材		②③		
屋根及びとい工事	長尺金属板 折板 とい		② ② ②		
金属工事	金属製品 金属材料		② ③		
左官工事	左官材料		③		
建具工事	アルミニウム製建具 鋼製建具類 木製建具 シャッター ガラス		② ② ② ② ③		

(注) 確認による検査の欄における種別は、次の区分による。

- ① は、試験成績による。  
 ② は、設計図書または、製作図による。  
 ③ は、見本（現物見本を含む。）カタログによる。

検査の種類 工事等の区分	品 目	監督員検査			備 考
		検査の方法			
		試験	確認	照合	
カーテンウォール	P Cカーテンウォール		②		
塗装工事	塗料		③		
内装工事	内装材料		③		
ユニットその他工事	ユニット製品（内部）		②		
外構工事	ユニット製品 舗装材料 舗装工事製品		② ②	○	JIS規格品の場合
植栽工事	樹木 株物 芝類		② ② ②		
その他					この表にない品目については、工事主管課長がその都度定める。

注：上表の品目で、J I Sその他の規格品は、照合による検査を行う。

別表— 3

品目別の執行区分及び検査方法

(設備工事)



2 電気設備工事

(注) 確認による検査の欄における種別は、次の区分による。

- ① は、試験成績による。
- ② は、設計図書または、製作図による。
- ③ は、見本（現物見本を含む。）カタログによる。

検査の種類 工事等の区分	品 目	監督員検査			備 考
		検査の方法			
		試験	確認	照合	
受変電設備工事  特別高圧(22KV・66KV) 高圧(6KV)	特別高圧スイッチギア	○			〔交流遮断器・変圧器 断路器・避雷器〕
	特別高圧監視制御装置	○			
	特別高圧機器	○			
	キュービクル式配電盤	○			
	高圧スイッチギア	○			
	変圧器盤	○			
	コンデンサ盤	○			
	低圧スイッチギア	○			
	開放型配電盤	○			
	系統連携保護装置	○			
	交流遮断器			○	
	変圧器			○	
	高圧進相コンデンサ			○	
	直列リアクトル			○	
	断路器			○	
	避雷器			○	
	限流ヒューズ			○	
	高圧負荷開閉器			○	
	高圧電磁接触器			○	
	高圧カットアウト			○	
接地材		③			

(注) 確認による検査の欄における種別は、次の区分による。

① は、試験成績による。

② は、設計図書または、製作図による。

③ は、見本（現物見本を含む。）カタログによる。

検査の種類 工事等の区分	品 目	監督員検査			備 考	
		検査の方法				
		試験	確認	照合		
自家発電設備工事 発電機（原動機含む）	発電機（100KVAを越える場合）	○				
	配電盤	○				
	発電機（100KVA以下）		①			
	配電盤		①			
	油槽		①			
	水槽		①			
	架台		②			
	空気槽		①			
	太陽光発電装置	太陽光発電機器類	○			
	燃料電池発電装置	燃料発電機器類	○			
風力発電装置	風力発電機器類	○				
無停電電源設備工事 直流電源装置	4800AH以上の蓄電池に付属する場合	○				
	4800AH未満の蓄電池に付属する場合		①			
	交流無停電電源装置	UPS	○			
		簡易型UPS		①		
電力設備工事	照明器具（特注品）		①		灯柱含む	
	照明器具（市販品）		③		灯柱含む	
	照明器具（公共照明器具）			○		
	電動昇降装置類		③			
	誘導灯信号装置			○		
	液面電極		③			

(注) 確認による検査の欄における種別は、次の区分による。

① は、試験成績による。

② は、設計図書または、製作図による。

③ は、見本（現物見本を含む。）カタログによる。

検査の種類 工事等の区分	品 目	監督員検査			備 考
		検査の方法			
		試験	確認	照合	
電力設備工事	配線器具		③		鋳鉄蓋①・地中箱②            プルボックス②   試験は特注品の制御盤で 工事主管課長の指定する もの。
	換気扇		③		
	自動点滅器		③		
	地中箱		①②		
	電線・ケーブル類			○	
	電線管類及び付属品			○	
	電柱類（コンクリート）			○	
	ケーブルラック		①		
	金属ダクト		②		
	線ぴ類			○	
	防火区画貫通処理材			○	
	ボックス類		②	○	
	電動機用遮断器			○	
制御盤・分電盤・端子盤	○	①			
避雷設備工事	避雷導線		③		
	接地材		③		
	突針			○	
	同上支持ポール		②		
中央監視制御設備工事	警報盤		①		
	監視制御装置	○	①	試験は特注品で防災用設備等の重要なもの	

(注) 確認による検査の欄における種別は、次の区分による。

① は、試験成績による。

② は、設計図書または、製作図による。

③ は、見本（現物見本を含む。）カタログによる。

検査の種類 工事等の区分	品 目	監督員検査			備 考
		検査の方法			
		試験	確認	照合	
弱電設備工事 放送装置	業務放送装置 (ハイインピダンス)		①		
	非常放送装置			○	
	映像・音響装置 (ローインピダンス)		①		
	マイクロホン		③		
	ワイヤレスマイク		③		
	テープレコーダ		③		
	CDプレーヤー		③		
	スピーカー		③		
	VTR		③		
	カラーモニタテレビ		③		
	プロジェクタ		③		
	スクリーン		③		
	書画カメラ		③		
駐車場管制装置	管制盤		①		
	検知器		①		
	信号灯・警報灯		①		
	発券機		①		
	カーゲート		①		
	カードリーダー		①		
自動火災報知装置	受信機			○	(P・R形)
ガス漏れ火災警報装置	副受信機・CRTなど			○	
自動閉鎖装置	自動閉鎖装置			○	
	空気管			○	
	電鈴			○	

(注) 確認による検査の欄における種別は、次の区分による。

① は、試験成績による。

② は、設計図書または、製作図による。

③ は、見本（現物見本を含む。）カタログによる。

検査の種類 工事等の区分	品 目	監督員検査			備 考
		検査の方法			
		試験	確認	照合	
	送受話器			○	
	表示灯			○	
	総合盤（機器収納箱）			○	
	発信器			○	
	感知器類			○	
非常警報装置	非常警報装置機器類			○	
非常通報装置	非常通報装置機器類			○	
監視カメラ装置	監視カメラ装置機器類		①		
出退情報表示装置	出退表示装置機器類		①		
	情報表示装置機器類		①		
インターホーン装置	インターホーン機器類		①		ナースコールを含む
テレビジョン共同受信装置	テレビジョン共同受信装置機器類		①		
テレビ電波障害防除装置	テレビ電波障害防除装置機器類		①		
電気時計装置	親時計		①		
	子時計		①		
	電源装置		①		

(注) 確認による検査の欄における種別は、次の区分による。

① は、設計図書または、製作図と試験成績による。

② は、設計図書または、製作図による。

③ は、見本（現物見本を含む。）カタログによる。

検査の種類 工事等の区分	品 目	監督員検査			備 考
		検査の方法			
		試験	確認	照合	
電話・LAN関係	電子交換機（特注品）	○			
	局線中継台	○			
	電子交換機		①		
	交換機用パッケージ		①		
	局線中継台		①		
	局線表示盤		③		
	各種電話機		③		
	警報表示盤		③		
	各種試験器		③		
	本配線盤類		②		
	宅内用品		③		
	弾器類		③		
	端子板類		③		
	転換器		③		
	保安器類		③		
	電子ボタン電話装置		①		
	増設電鈴		③		
	整流装置(交換機内蔵型)		②		
	蓄電池収容箱		②		
	端子盤類		②		
ケーブル架線材料		③			
ケーブルラック		②			
接地材料		③			

(注) 確認による検査の欄における種別は、次の区分による。

① は、設計図書または、製作図と試験成績による。

② は、設計図書または、製作図による。

③ は、見本（現物見本を含む。）カタログによる。

検査の種類 工事等の区分	品 目	監督員検査			備 考
		検査の方法			
		試験	確認	照合	
	ハンドホール		②		
	光配線盤		②		
	L A N 関連機器		①		
	附属装置類		③		
その他	電動機	○			100kW以上
	電動機		①		100kW未満
	遠隔制御装置	○			
	気象観測装置	○			
	気象観測装置			○	検定品
	無線装置	○			
	無線装置			○	検定品
	交通管制装置	○			
特殊設備					その都度定める

3. 機械設備工事

(注) 確認による検査の欄における種別は、次の区分による。

- ① は、試験成績による。
- ② は、設計図書または、製作図による。
- ③ は、見本（現物見本を含む。）カタログによる。

検査の種類 工事等の区分	品 目	監督員検査			備 考
		検査の方法			
		試験	確認	照合	
共通工事	水槽類	○	①		試験は鋼板製又はステンレス製で一体型のもの。
	ボイラー類		①		
	膨張タンク		①		
	ポンプ類（含水中）		①		
	防振架台		①		
	ヘッダー類		①		
	煙道		②		
	減圧弁		③	○	
	管類			○	
	継手類			○	
	配管用支持金物		③		
	配管用接合材料			○	
	配管用補助材料		③		
	防振継手類		③		
	可とう継手類		③		
	保温材. 外装材. 補助材		③	○	
	塗装材. 防錆材 <sup>せい</sup>			○	
	一般用弁類			○	
	電磁弁類			○	
	ストレーナ類			○	
計器. メータ類			○		
マンホールふた類			○		
弁きよ類			③		

(注) 確認による検査の欄における種別は、次の区分による。

① は、試験成績による。

② は、設計図書または、製作図による。

③ は、見本（現物見本を含む。）カタログによる。

検査の種類 工事等の区分	品 目	監督員検査			備 考
		検査の方法			
		試験	確認	照合	
給水・消火・衛生設備工事	ろ過機		①		
	飲料用冷水機			○	
	消火栓箱		②		
	消火栓弁類		②		
	特殊消火機材		②		
	衛生陶器類		③	○	
	衛生器具類		③	○	
	ボールタップ類		③		
	給水栓類		③	○	
給湯設備工事	貯湯タンク	○	①		試験は鋼板製又はステンレス製で一体型のもの。
	温水発生機		①		
	湯沸器類		③	○	
	排気筒		③		
排水設備工事	グリース阻集器		②		
	床排水金物類		③		
	通気金物類		③		
	掃除口類		③		
	トラップ類		③	○	
	桝材		③	○	
厨房器具設備工事	冷蔵庫類		②		
	加熱調理機器類	○	②		試験は病院施設のように大規模なもの。
	食器洗浄機類	○	②		試験は病院施設のように大規模なもの。
	流し・作業台類		②		
	棚類		②		

(注) 確認による検査の欄における種別は、次の区分による。

- ① は、試験成績による。
- ② は、設計図書または、製作図による。
- ③ は、見本（現物見本を含む。）カタログによる。

検査の種類 工事等の区分	品 目	監督員検査			備 考
		検査の方法			
		試験	確認	照合	
蒸気暖房設備工事	還水タンク	○	①		試験は鋼板製又はステンレス製で一体型のもの。
	蒸気用安全弁			○	
	放熱器使用器具類		③	○	
	配管使用器具類		③	○	
	トラップ類		③	○	
ガス設備工事	燃焼機器類		②		
	警報・安全装置		②		
	コック類		③		
熱源機器設備工事	冷温水発生機		①		
	冷凍機		①		
	冷却塔		①		
	空気熱源HP		①		
	空気熱源GHP		①		
空気調和機設備工事	ユニット形空気調和機		①		
	ファンコイルユニット類		①		
	パッケージ形空気調和機		①		
	コンパクト形空気調和機		①		
	空気清浄装置		①		
	送風機類	○	①		試験は特注品で工事主管課長が指定するもの。
	全熱交換ユニット		①		
	全熱交換器	○	①		試験は特注品で工事主管課長が指定するもの。
	圧力扇		②		
	天井換気扇		③		

(注) 確認による検査の欄における種別は、次の区分による。

① は、試験成績による。

② は、設計図書または、製作図による。

③ は、見本（現物見本を含む。）カタログによる。

検査の種類 工事等の区分	品 目	監督員検査			備 考
		検査の方法			
		試験	確認	照合	
風道設備工事	吸込口類		②		
	吹出口類		②		
	排煙口類		②		
	ダンパー類		②		
	フード類		②		
	風量ユニット類		①		
	グリスフィルター		②		
	ダクト用材料		③		
	スパイラルダクト		③		
	ダクト接続材料		③	○	
	ダクト吊り金物		③		
	たわみ継手		③		
	風量測定口		③		
自動制御設備機器	監視盤	○	①		
	総合操作盤 制御盤類	○	①		
	温湿度検出器類		③		
	温湿度調整器類		③		
	操作機器類		③		
	補助機器類		③		
その他関連工事	電動機		①		
	機械架台		②		
	コンクリート		①		
	鉄筋			○	
	鋼材			○	

(注) 確認による検査の欄における種別は、次の区分による。

① は、試験成績による。

② は、設計図書または、製作図による。

③ は、見本（現物見本を含む。）カタログによる。

検査の種類 工事等の区分	品 目	監督員検査			備 考
		検査の方法			
		試験	確認	照合	
その他関連工事	骨材類		②		
	電線管			○	
	電線類			○	
昇降機設備工事 エスカレーター設備工事	機器類及び付属品	○	①		試験は特注品で工事主管課長が指定するもの。
特殊配管設備工事	機器類及び付属品		①		
特殊消火設備工事	機器類及び付属品		①		
搬送装置設置工事	機器類及び付属品	○	①		試験は特注品で工事主管課長が指定するもの。
特殊排水処理設備工事	機器類及び付属品	○	①		試験は特注品で工事主管課長が指定するもの。
コージェネシステム工事	機器類及び付属品	○	①		試験は特注品で工事主管課長が指定するもの。
その他設備工事	医療機器類		①		
	洗濯機器類		②		
	ダムエーター		①		
その他特注品		○			大規模施設における汎用品以外の特注品（熱源機器等）で工事主管課長が指定するもの。
その他					この表にない品目については、工事主管課長がその都度定める。

注：上表の品目で、J I Sその他の規格品は、照合による検査を行う。

4. 機械工事

- (注) 確認による検査の欄における種別は、次の区分による。  
 ① は、試験成績による。  
 ② は、設計図書または、製作図による。  
 ③ は、見本（現物見本を含む。）カタログによる。

検査の種類 工事等の区分	品 目	監督員検査			備 考
		検査の方法			
		試験	確認	照合	
水門、排水機場、陸こう 工事	戸 当 り			○	
	扉 体			○	
	操 作 橋			○	
	排水ポンプ	特○	①		特○：特注品
	機 関（船用含む）	○		○	ディーゼル300PS以上は試験
	大 型 弁		①		
	ガータ			○	クレーン用（ジブ、カンチレバ ー 含む）
荷役機械工事	各駆動装置		①		クレーン用（巻上、横行、旋回 起伏、走行）
	ヘッドブロック、スプレッダー		①		
	搬送装置		①		
けい船浮標工事	標 体			○	
	チェーン			○	
	アンカー			○	
船舶工事	船 殻			○	
	操 作 盤 等	特○	②		新設2次側
	巻 上 機			○	
	制 動 機			○	
	減速及び逆転機			○	
	空気圧縮機		①		
	油水分離機		①		
	油圧機器		①		
	送排風機		①		
	ポ ン プ	特○	①		

(注) 確認による検査の欄における種別は、次の区分による。

① は、試験成績による。

② は、設計図書または、製作図による。

③ は、見本（現物見本を含む。）カタログによる。

検査の種類 工事等の区分	品 目	監督員検査			備 考
		検査の方法			
		試験	確認	照合	
船舶工事	圧力容器		①		
	揚錨機			○	
	係船機			○	
	ワイヤーロープ			○	
	チェーン		③	○	
	バケット等	特○	②		特は「雲取」用
	軸 類			○	
	機関機器部品		③		
	属具備品		③		
	消火器具			○	
	艀装品		③		
	補修用部材		③	○	塗料、鋼材、機械部品等 含む
その他				この表にない品目については、 工事主管課長がその都度定める。	

## 別表－４

### 品目別の執行区分及び検査方法

(造園工事)



番号	品名		監督員検査					提出書類	備考
			検査方法						
			品質試験	確認	照合	書類	数量	検出	
601	樹木	樹木		○			○		
		株物		○				○	
602	芝			○				○	
603	地被植物・草花			○				○	
604	植栽保護材料			○				○	
605	土壌及び土壌改良剤	土壌		○				○	
		土壌改良剤		○			○		
606	肥料・農薬			○			○		
	造園用特殊ブロック類			○				○	コンクリート二次製品
	カラーアスファルト混合物			○				○	
	園地用透水性舗装			○				○	
	ソイル舗装			○				○	
	外構用タイル			○				○	特殊タイルを含む
	造園用石材			○				○	景石、玉石、張石、柱状石等
	人造石			○				○	
	砂利類			○			○		豆砂利、ゴロ太等
	遊戯器具類			○				○	
	シェルター			○				○	
	ベンチ及びスチロール類			○				○	
	くずかご			○				○	
	吸い殻入れ			○				○	
	室内板・制札板			○				○	
	擬木類			○				○	
	木材			○				○	化粧用・舗装用・建築用
	柵類			○				○	
	防腐材			○			○		



品 質 管 理 基 準



(注)

1. (試) の表示のある「指定された試験研究機関で試験を受ける材料」の試験採取・供試体の作成については、監督員の指示を受けること。
2. (指) の表示のある「試験(測定)項目」の試験(測定)にあたっては、試験採取箇所  
の指定、立会いの有無等については、監督員の指示を受けること。
3. アスファルト混合体事前審査制度に基づき、事前審査を行ったものについては、  
試験成績表等の提出を省略できるものとする。



工種	試験（測定）項目	試験（測定）方法	管理基準	確認方法	摘要
クラッシュヤラン 材料	すりへり減量	JIS A 1121	供給者別に試験成績表を提出する。	試験成績表により判定する。ただし、必要と認めたときは、ふるい分け試験を行い425 $\mu$ mふるい通過分のPIを確認する。	
	粒度	JIS A 1102			
	修正CBR	JIS A 1211			
	突固め試験	JIS A 1210			
道路用鉄鋼スラグ	粒度	JIS A 1102	300m <sup>3</sup> に1回、指定された試験研究機関に、試験料を（25kg）を送り呈色判定試験を受ける。（試験省略度30m <sup>3</sup> ）	試験研究機関の試験結果により判定する。	注）試験省略度以下の場合は試験成績表を提出する。
	製鋼スラグの水膨張性試験	舗装試験法便覧			
	修正CBR	JIS A 1211			
	(試) 呈色判定試験	JIS A 5015			
再生クラッシュヤラン	突固め試験	JIS A 1201	供給者別に試験成績表を提出する。	試験成績表により判定する。ただし、必要と認めたときは、ふるい分け試験を行い425 $\mu$ mふるい通過分のPIを確認する。	
	比重及び吸水率	JIS A 1125			
	すりへり減量	JIS A 1121			
	粒度	JIS A 1102			
	修正CBR	JIS A 1211			
そ性指数	JIS A 1205				

工 種	試験（測定）項目	試験（測定）方法	管 理 基 準	確 認 方 法	摘 要
下層路盤工（クラッシュヤラン・道路用鉄鋼スラグ・再生クラッシュヤラン）	締固め状態			プルーフローリング等の結果により確認する。	
	締固め密度の測定	舗装試験法便覧	500㎡につき1回の割合で行う。	$\gamma_{dmax}$ の93%以上  $\bar{X}_{10}$ 95%以上 $X_6$ 96%以上 $X_3$ 97%以上	工事規模が中規模以上に適用（アスファルト舗装要綱6-2-2参照、3000t）する。なお、中規模とは、改築舗装工事、修繕舗装工事を対象とする。維持工事についてはアスファルト舗装要綱（表-6.52小規模以下）を適用する。締固め度は10個の測定値の平均値 $\bar{X}_{10}$ が規格値を満足しなければならぬ。また10個の測定値が得がたい場合は、3個の測定値の平均値 $\bar{X}_3$ が規格値を満足しなければならぬが $\bar{X}_3$ が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値 $\bar{X}_6$ が規格値を満足していればよい。

工種	試験(測定)項目	試験(測定)方法	管理基準	確認方法	摘要
下層路盤工 (クラッシュヤラン・道路用鉄鋼スラグ・再生クラッシュヤラン)	プルーフローリング		随時下層路盤仕上げ後、全幅全区間について実施する。		
	平板載荷試験	JIS A 1215	500m3につき1回の割合で行う。		必要に応じて行う。

工 種	試験 (測定) 項目	試験 (測定) 方法	管 理 基 準	確 認 方 法	摘 要			
下層路盤工 (粒度調整碎石・粒度調整鉄鋼スラグ)	再粒 生度 粒調 整砕 整石 碎石	JIS A 1109 JIS A 1110	供給者別に試験成績表を提出する。	試験成績表により判定する。ただし、必要と認めたときは、ふるい分け試験を行い425μmふるい通過部分のPIを確認する。				
	すりへり減量	JIS A 1121						
	そ性指数	JIS A 1205						
	粒度	JIS A 1102						
	最大乾燥密度	JIS A 1210						
	修正CBR	JIS A 1211						
	粒度	JIS A 1102						注) 試験省略限度以下の場合は試験成績表を提出する。
	そ性指数	JIS A 1102						
	最大乾燥密度	JIS A 1210						
	修正CBR	JIS A 1211						
製鋼スラグ水浸膨張性試験	舗装試験法便覧							
(試) 呈色判定試験	JIS A 5015	300m <sup>3</sup> に1回、指定された試験研究機関に、試料を(25kg)を送り呈色判定試験を受ける。(試験省略限度30m <sup>3</sup> )	試験研究機関の試験結果により判定する。	注) 試験省略限度以下の場合は試験成績表を提出する。				
(指) 締固め度	舗装試験法便覧	500m <sup>2</sup> につき1回の割合測定する。	判定結果表により確認する。					
粒度	2.36mm	舗装試験法便覧						
	75μm							
施工	平板載荷試験	JIS A 1215	500m <sup>2</sup> につき1回の割合測定する。	判定結果表により確認する。	工事が中規模(3000t)以上に適用			

工種	試験（測定）項目	試験（測定）方法	管理基準	確認方法	摘要			
上層路盤工（セメント処理混合物）	骨材	すりへり減量（単粒度砕石の場合のみ必要）	JIS A 1121	供給者別に試験成績表を提出する。	試験成績表のより判定する。ただし、必要と認めるときは、突固め試験を行う。	注）試験省略限度以下の場合は試験成績表を提出する。		
		粒度	JIS A 1102					
	セメント	セメントの圧縮強さ、その他の物理試験	JIS R 5201					
		粉末度	JIS A 6201					
		湿分	JIS A 6201					
	フライアッシュ	強熱減量	JIS A 6201					
		水分	JIS A 5008					
		比重	JIS A 5008					
	石炭・石粉	粒度	JIS A 5008					
		最大乾燥密度	JIS A 1210					
		粒度	JIS A 1102					
	混合物	含水比	JIS A 1203					
		（試）圧縮強度・密度	土木材料仕様書				100m <sup>3</sup> に1回の割合で指定された試験研究機関に試験料（3本/1回）を送り試験を受ける。（試験省略限度30m <sup>3</sup> ）	試験研究機関の試験結果により判定する。
	施工	（指）締固め度	舗装試験法便覧				500m <sup>2</sup> ごとに1回の割合で測定する。	測定結果表により確認する。

3 アスファルト舗装の品質管理（上層路盤・基層・表層工）

3-1

工種	試験（測定）項目	試験（測定）方法	管理基準	確認方法	摘要
上層路盤工・ 基層・表層工 （アスファルト処理混合物 アスファルト混合物・グリースアスファルト混合物）	骨材	比重及び吸水率（単粒度碎石の場合のみ必要）	JIS A 1109 JIS A 1110	試験成績表により判定する。  供給者別に試験成績表を提出する。  当初及び変動が認められる場合に行う。  各配合毎に工事開始前1回、施工中材料及び配合に変動が生じた場合はその都度1回行う。	
		すりへり減量（単粒度碎石の場合のみ必要）	JIS A 1121		
	そ性指数(PI) (スクリニングスの場合のみ必要)	JIS A 1205			
	粒度	JIS A 1102			
	骨材の形状試験	舗装試験法便覧			
	骨材の単位容積重量試験	JIS A 1104			
	骨材の中に含まれる粘土の塊質量の試験	JIS A 1137			
		水分	JIS A 5008		
		比重	JIS A 5008		
	その他	粒度	JIS A 5008		
		ファイラーのフロー試験	舗装試験法便覧		
		ファイラーの水浸膨張試験	舗装試験法便覧		
		ファイラーの剥離抵抗性試験	舗装試験法便覧		

工 種	試験 (測定) 項目	試験 (測定) 方法	管 理 基 準	確 認 方 法	摘 要				
上層路工・ 基層・表層工 (アスファルト処理混合物 アスファルト混合物・グリースアスファルト混合物)	針入度	JIS K 2207	品質管理として1日1回試験を行ない、日々管理の記録を作成し、提出する。10tに①種類(20～40)は1回(試験省略限度なし)種類(40～60)～(80～100)は50tに1回(試験省略限度10t)の割合で試料(2kg)を採取し、指定された試験研究機関に送り試験を受ける。②供給者別に試験成績又は品質証明書を提出する。	試験研究機関の試験結果により判定する。度以下の場 なお、省略成績表、品質証明書及び日々管理記録による判定する。	(注) 試験省略限度以下場合は試験成績表を提出する。				
	軟化点	JIS K 2207							
	伸度	JIS K 2207							
	トルエン可溶分	JIS K 2207							
	引火点	JIS K 2207							
	薄膜加熱質量変化率	JIS K 2207							
	薄膜加熱針入度残留率	JIS K 2207							
	蒸発質量変化率	JIS K 2207							
	蒸発後の針入度比	JIS K 2207							
	粘度 (動粘度)	JIS K 2207							
	密度	JIS K 2207							
	石油アスファルト 材 料								

工 種	試験 (測定) 項目	試験 (測定) 方法	管 理 基 準	確 認 方 法	摘 要
上層路工・ 基層・表層工 (アスファルト処理混合物 アスファルト混合物・グリスアスファルト混合物)	改質アスファルトⅠ型 材	針入度	JIS K 2207 に準拠	試験研究機関の試験結果により判定する。なお、省略成績表、品質証明書及び日々管理記録による。	
		軟化点	JIS K 2207 に準拠		
		伸度	JIS K 2207 に準拠		
		引火点	JIS K 2207 に準拠		
		薄膜加熱質量変化率	JIS K 2207 に準拠		
		薄膜加熱針入度残留率	JIS K 2207 に準拠		
		タフネス	舗装試験法便覧		
		テナシテイ			
		粘度 (動粘度又はセイボルトプロセル秒)・密度	JIS K 2207 に準拠		
		針入度	JIS K 2207 に準拠		
		軟化点	JIS K 2207 に準拠		
		伸度	JIS K 2207 に準拠		
		引火点			
		薄膜加熱質量変化率	JIS K 2207 に準拠		
薄膜加熱針入度残留率	舗装試験法便覧				
タフネス					
テナシテイ					
粘度 (動粘度)・密度	JIS K 2207 に準拠				
改質アスファルトⅡ型 料	針入度	JIS K 2207 に準拠	試験研究機関の試験結果により判定する。なお、省略成績表、品質証明書及び日々管理記録による。		
	軟化点	JIS K 2207 に準拠			
	伸度	JIS K 2207 に準拠			
	引火点				
	薄膜加熱質量変化率	JIS K 2207 に準拠			
	薄膜加熱針入度残留率	舗装試験法便覧			
	タフネス				
	テナシテイ				
	粘度 (動粘度)・密度	JIS K 2207 に準拠			

工 種	試験 (測定) 項目	試験 (測定) 方法	管 理 基 準	確 認 方 法	摘 要
上層路盤工・ 基層・表層工	セミプロトンアスファルト	粘度(60℃) 粘度(180℃) 針入度 薄膜加熱質量変化率 トルエン可溶分 引火点 密度 粘動比(60℃)	JAA-001 JIS K 2207 に準拠 JIS K 2207 に準拠 JAA-001	品質管理として1日1回試験を行い、日々管理の記録を作成し、提出する。 ① 30t に1回の割合で試験した試験研究機関に送り試験を受け、(試験省略なし) ② 供給者別に試験成績又は品質証明書を提出する。	試験研究機関の試験結果により判定する。
	トリニダッドレイクアスファルト  材 料	針入度 軟化点 灰分 引火点 蒸発質量変化率 密度	JIS K 2207 に準拠 JIS K 2207 に準拠 ASTM D 2415 に準拠 JIS K 2207 に準拠 JIS K 2207 に準拠 JIS K 2207 に準拠	品質管理として、混合物製造前に1回試験を行い、日々管理の記録を作成し、提出する。 ① 5t に1回の割合で試験した試験研究機関に送り試験を受け、(試験省略なし) ② 供給者別に試験成績又は品質証明書を提出する。	試験研究機関の試験結果により判定する。

工 種	試験 (測定) 項目	試験 (測定) 方法	管 理 基 準	確 認 方 法	摘 要			
上層路盤工・基層・表層工 (アスファルト処理混合物 アスファルト混合物・グリースアスファルト混合物)	針入度	JIS K 2207	品質管理として1日1回試験を行い、日々管理の記録を作成し、提出する。 ① 20tに1回の割合で試験(2kg)を採取し、指定された試験研究機関に送り試験を受け(試験省略限度なし)②原料アスファルトについて、供給者別に試験成績表又は品質証明書を提出する。 当初及び変更が生じた場合に行う。	試験研究機関の試験結果により判定する。	本表は、橋面舗装用として、石油アスファルト、トリスアスファルト、トリアスファルトの混合に適用する。			
	軟化点	JIS K 2207						
	伸 度	JIS K 2207						
	灰 分	ASTM D 2415 に準拠						
	引火点	JIS K 2207						
	蒸発質量変化率	JIS K 2207						
	蒸発後の針入度比	JIS K 2207						
	密 度	JIS K 2207						
	骨材の安定性試験	JIS K 1122						
	骨材の軟石量試験	JIS K 1126						

工 種	試験 (測定) 項目	試験 (測定) 方法	管 理 基 準	確 認 方 法	摘 要	
上層路盤工 (アスファルト混合物・グリースアスファルト混合物・アスファルト処理混合物)	材 料	付着性改善アスファルト	針入度	JIS K 2207 に準拠	試験研究機関の試験結果により判定する。	
			軟化点	JIS K 2207 に準拠		
			伸度	JIS K 2207 に準拠		
			引火点	JIS K 2207 に準拠		
			薄膜加熱質量変化率	JIS K 2207 に準拠		
			薄膜加熱針入度残留率	JIS K 2207 に準拠		
			タフネス	舗装試験法便覧		
			テナシテイ	JIS K 2207 に準拠		
			粒度・密度	JIS K 2207 に準拠		
			材 料			
軟化点	JIS K 2207 に準拠					
伸度	JIS K 2207 に準拠					
薄膜加熱質量変化率	JIS K 2207 に準拠					
薄膜加熱針入度残留率	JIS K 2207 に準拠					
タフネス	舗装試験法便覧					
テナシテイ	JIS K 2207 に準拠					
粒度・密度	JIS K 2207 に準拠					

工 種	試験 (測定) 項目	試験 (測定) 方法	管 理 基 準	確 認 方 法	摘 要
上層路盤工・基層・表層工 (アスファルト処理混合物 アスファルト混合物・グリースアスファルト混合物)	(指) 混合物の配合設計	アスファルト舗装要綱	配合報告書を作成し、承諾申請書を提出する(粘度・温度関係図を含む)。	土木材料仕様書と照合し、適合性を確認し承諾する。試験研究機関の試験結果により判定する。省略限度以下の場合には、日々管理の記録により判定する。アスファルト量骨材粒度、は配合報告書と照合し判定する。	特に必要と認める場合は、特記仕様書に基づき、試験練りを行い確認する。
	骨材の粒度	JIS A 1102	2回/日		
	骨材の加熱温度		1回/日 又は自記記録		
	アスファルトの熔解温度		1 回時又は自記記録		
	混合物の骨材粒度及びアスファルト量	舗装試験法便覧 JIS A 1102	1 回/日 (排出口)		
	混合物の密度(基準密度)	土木材料仕様書	2 回/日、午前、午後		
	混合物の密度		1 回/車(車の出発時)		
			品質管理として、生産者が試験を行い、日々管理の記録を作成し、提出する。		
					基準密度設定に必要な日々管理の記録は、基準密度報告書に添付する。

工 種	試験（測定）項目	試験（測定）方法	管 理 基 準	確 認 方 法	摘 要
上層路盤工・基層・表層工 （アスファルト処理混合物 アスファルト混合物・グリースアスファルト混合物）	(試) 混合物の骨材粒度 (試) 混合物のアスファルト 量	JIS A 1102 舗装	密粒度、粗粒度、開粒1号、 密粒度ギヤツプ(改質I 型)、粗粒度ギヤツプ、密 粒度(改質II型)、粗粒度(改 質II型)、密粒度(セミア ルト処理、再生粗粒度、 アスファルト処理、再生粗 粒度、再生粗粒度、アス フルト処理、再生粗粒度、 アスファルトの各混合物 は、3000 m <sup>3</sup> に1組(3個以 上)の割合でコアを採取し、 指定された研究機関に送り 試験を受ける。	土木材料仕様書と照合し、 適合性を確認し承諾する。 試験研究機関の試験結果に より判定する。省略以下の場 合は、日々管理の記録によ り判定する。アスファルト量 骨材粒度は配合報告書と照 合し判定する。	資料の採取方法は、よ 土木材料仕様書によ る。
材					

工 種	試験 (測定) 項目	試験 (測定) 方法	管 理 基 準	確 認 方 法	摘 要	
上層路盤工・基層・表層工 (アスファルト処理混合物 アスファルト混合物・グリースアスファルト混合物)	グリースアスファルト混合物	アスファルト舗装要綱	配合報告書を作成し、承諾申請書を提出する。	土木材料仕様書と照合して適合し、適合性を確認し承諾を受ける。 試験期間の試験結果により判定する。		
	骨材の粒度	JIS A 1102	2回/日、午後、午後(ホットビン)			
	骨材の温度		1回/時 (原則としてドライヤ出口)			
	アスファルトの温度		1日/時			
	混合物分析	舗装試験法便覧 JIS A 1102	1日/時 (クッカ出口)			
	混合物の温度		1日/車 (クッカ内)			
			品質管理として、生産者が試験を行い、日々管理の記録を作成し、提出する。			
	(試) 混合物の骨材粒度	JIS A 1102	100tに1回の割合で資料(4kg)を採取し、指定された試験研究機関に送り試験を受ける。 (試験省略限度なし)			
	(試) 混合物のアスファルト量	舗装試験法便覧				

工 種	試験 (測定) 項目	試験 (測定) 方法	管 理 基 準	確 認 方 法	摘 要
上層路盤工・基層・表層工 (再生加熱アスファルト混合物 再生加熱アスファルト処理混合物)	再生混合物の配合設計	プラント再生舗装技術指針	配合報告書を作成し、承諾申請書を提出する(粘度・温度関係図を含む)	土木材料仕様書と照合して適合し、適合性を確認し承諾を受ける。	特に必要と認められる場合は、特記仕様書に基づき、試験練りを行い確認する。
	再生混合物の製造前		1回/製造前	試験研究機関の試験結果により判定する。	
	再生骨材のアスファルト抽出後の骨材粒度	舗装試験法便覧 JIS A 1102		なお、日々の骨材粒度による判定は、骨材粒度と配合報告書と照合し判定する。	
	旧アスファルト含有量	舗装試験法便覧			
	旧アスファルトの針入度	ASTM D 1856 JIS K 2207			
	再生骨材の洗い試験で失われる量	プラント再生舗装技術指針			
	再生用添加剤 (60℃動粘度、引火点、薄膜加熱後粘度比、薄膜加熱質量変化率)	JIS K 2283 JIS K 2207 JIS K 2283 JIS K 2207		1回1ロット (供給者別)	注) 再生アスファルトの試験は、石油アスファルトの種類(40～60)の全項目について行う。
	再生アスファルト	JIS K 2207			
	再生混合物の製造中				
	旧アスファルトの含有量	舗装試験法便覧		1回/500t ただし、1日間の製造量が500tも満たない場合は、1回/2日	
	旧アスファルトの針入度	ASTM D 1856 JIS K 2207			
	洗い試験で失われる量	プラント再生舗装技術指針		自己記録による。	
混合温度					

工 種	試験 (測定) 項目	試験 (測定) 方法	管 理 基 準	確 認 方 法	摘 要
上層路盤工・基層・表層工 (再生加熱アスファルト混合物 再生加熱アスファルト処理混合物)	再生混合物の骨材粒度及び再生アスファルト量 再生混合物から回収した再生アスファルトの針入度 再生骨材使用率 混合物の密度 (基準密度) 混合物の密度 (試) 再生混合物の骨在粒度 (試) 再生混合物のアスファルト量	舗装試験法便覧 JIS K 1102 ASMD D 1856 JIS K 2207 土木材料仕様書	抽出による場合 1回/1日 自記録による場合 全数 ただし、混合物製造開始直後及び500tに1回は抽出を併用し、自記録と対比確認する。 1回/混合物製造開始直後及び1回/500t 自記録 2回/日、午後・午前 1回/車 (車の出発時) 品質管理として、生産者が試験を行い、日々管理の記録を作成し、提供する (自記録装置による記録を含む)。 3,000 m <sup>2</sup> に一組 (3個以上/組、試験省略限度 500 m <sup>2</sup> ) の割合でコアを採取し、指定された研究機関に送り試験を受ける。		基準密度測定に必要なら、日々の管理の記録は、基準密度報告書に添付する 資料の採取は土木材料仕様書による。

工 種	試験 (測定) 項目	試験 (測定) 方法	管 理 基 準	確 認 方 法	摘 要
上層路盤工・基層・表層 (アスファルト処理混合物・再生アスファルト処理混合物・アスファルト混合物・再生アスファルト混合物・グリスアスファルト混合物) 工	到着温度、敷均し温度及び転厚終了時の温度		到着温度は運搬車ごとくに、その他は随時測定し「搬入舗設状況報告書」に記録し提出する。	「搬入舗設状況報告書」により確認する。	測定記録は1日4回ただし、同一配合の合材100t未満の場合は1日2回
	(指) コア採取・密度	土木材料仕様書	1,000 m <sup>2</sup> に1組(3個以上)の割合で採取し、厚さ測定密度試験を行う。測定箇所は監督員の指示による。(試験省略限度500 m <sup>2</sup> 未満)	立会確認するか、試験研究機関を指定して、その試験結果で確認する。	橋面舗装には適用しない。
	(指) 板状資料採取・動的安定度	舗装試験法便覧	2,000 m <sup>2</sup> に1個(縦・横30cm、厚さ5cm)の割合で採取し、ホイールトラッキング試験を行う(試験省略限度500 m <sup>2</sup> )。採取所は監督員の指示により動的安定度については、密度1,500回/mm以上、粗粒は2,000回以上とする。		改質アスファルトII型を用いたアスファルト混合物に適用する。
	(指) 路面の平坦性	舗装試験法便覧	1車線につき1測線をもうけて測定する。記録紙(原図)を添えて測定結果を報告する。	立会確認とするか、測定結果により判定する。	
すべり抵抗試験	舗装試験法便覧	舗設車線200m毎に1回			

工 種	試験 (測定) 項目	試験 (測定) 方法	管理基準	確認方法	摘 要
上層路盤・基層・表層工 (アスファルト処理混合物・再生アスファルト処理混合物・アスファルト混合物・再生アスファルト混合物・グリースアスファルト混合物) 施 工	到着温度、流し込み時間、仕上げ終了時の温度及びびりユエル流動性	舗装試験法便覧	到着温度はクツカごとに、その他は随時測定し「搬入舗装状況報告書」に記載し提出する。	「搬入舗装状況報告書」により確認する。	本表は、橋面舗装のレベリング層に適用する。
	(試) 厚 さ		測定箇所は、監督員の指示による。	立会確認により判定する。	
	(試) コア採取・密度	土木材料仕様書	1,000m <sup>2</sup> に1組(3個以上)の割合で採取し、厚さ測定後密度試験を行い、採取箇所は監督員の指示による。	立会確認するか、試験研究機関を指定して、その試験結果を確認する。	橋面舗装には適用しない。

4 路上再生路盤工の品質管理

4-1

工種	試験(測定)項目	試験(測定)方法	管理基準	確認方法	摘要	
路上再生路盤工	セメント	セメントの物理試験	JIS R 5201	供給者別に試験成績表を提出する。 ポルトランドセメント (JIS R 5201) 高炉セメント (JIS R 5211) シリカセメント (JIS R 5212) フライアッシュセメント (JIS R 5213) 石油アスファルト乳剤 (JIS K 2208)	試験成績表により判定する。	
		ポルトランドセメントの科学分析	JIS R 5202			
			JIS R 5203			
		アスファルト乳剤	JIS K 2208			
	配合試験	突固め試験	JIS A 1210	当初及び材料の使用時または、材料の変化時	試験成績表により判定する。	
		一軸圧縮試験	JIS A 1216			
		C A E N の一軸圧縮試験				
	アスファルト乳剤及びびセメント量	使用量	1 回 / 日	配合設計の結果により判定する。		
	密度	JIS A 1214	93%以上、1000m2 毎	試験結果により判定する。		
	含水量	JIS A 1203	1 回 / 日	配合設計の結果により判定する。		

工 種	試験（測定）項目	試験（測定）方法	管理基準	確認方法	摘 要
路 上 再 生 路 盤 工	骨 材	JIS A 1203	当 初 及 び 材 料 の 変 化 時	試 験 結 果 に よ り 判 定 す る 。	
	材 料	JIS A 1204			
	含 水 量	JIS A 1205			
	粒 度	JIS A 1206			
	液 性 限 界 塑 性 限 界 C B R 試 験	JIS A 1211			

5 路上表層再生工の品質管理

5-1

工種	試験(測定)項目	試験(測定)方法	管理基準	確認方法	適用
材 料	旧アスファルト針入度	JIS K 2207		配合設計の結果により判定する。	
	新規アスファルト混合物	アスファルト舗装要綱	アスファルト舗装要綱による。		
	再生用添加剤	舗装試験法便覧 JIS K 2249			
施 工	密 度	舗装試験法便覧	1000m <sup>2</sup> に1組コア- を採取する。96% 以上	試験結果により判定 する。	
	再生用添加材料量	使用量	1回/日	配合設計の結果によ り判定する。	
	粒 度	舗装試験法便覧	2.36mm、± 12%以 内、75 μm、± 5% 以内	試験結果により判定 する	
	再生アスファルト量		± 0.9%	配合設計の結果によ り判定する。	

## 6 コンクリート及びコンクリート舗装の品質管理

工 種	試験 (測定) 項目	試験 (測定) 方法	管理基準	確認方法	摘 要			
レディーミクストコンクリート (一般・舗装)	骨 材 ・ セ メ ン ト	比重及び吸水率 〔コンクリート用碎石、高炉スラグ粗骨材、砕砂及び高炉スラグ骨材の場合のみ必要〕	JIS A 1109 JIS A 1110	供給者別に試験成績表を提出する。	試験成績表により判定			
		粒 度	JIS A 1102					
		すりへり減量 砕砂の場合及びコンクリート用碎石の場合のみ必要	JIS A 1121					
		安 定 性 の場合のみ必要	JIS A 1122					
		洗い試験 合のみ必要	JIS A 1103					
		有機不純物 (洗砂の場合のみ必要)	JIS A 1105					
		セメントの圧縮強さ その他の物理試験	JIS R 5201					
		示方配合の決定		配合報告書を作成し、承諾申請書を提出する。			土木材料仕様書と照合し、適合性を確認し承諾する。	重要な構造物等の場合は、特記仕様書により確認する。
		運搬・打設時間		運搬車ごととに発した時刻を打込み、搬入時刻を打込み、「搬入時刻を打設状況報告書」に記録し提出する。(発時刻は納入時より確認する)。			「搬入打設状況報告書」により確認する。	

工 種	試験 (測定) 項目	試験 (測定) 方法	管理基準	確認方法	摘 要
レディーミクストコンクリート (一般・舗装)	(指) スランプ	JIS A 1101	スランプは50m3に1回の割合で、下し空気量は適宜荷重を行い「搬入打設状況報告」に提出する。	「搬入打設状況報告書」により確認する。	港湾工事の場合同様に1日1組(1組)とし、3本の打設量は、1日の打設量が150m3を越えず、1日の打設量は1日1組の少量の監督員日数を100m3とする。
	空気量	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128		±1、5% (許容差)	
	(試) 圧縮強度 (一般用)	JIS A 1108	100m3に1回の割合で、下し荷重を1組(3本)送り試験を受ける。(試験略)	1回の試験結果は呼び強度の85%以上、かつ3回の試験結果の平均値は呼び強度以上とする。試験結果により判定する。	
	(試) 曲げ強度 (舗装用)	JIS A 1106		試験研究機関の試験結果により判定する。	
塩化物量		コンクリート耐久性向上仕様書 (土木)	1日2回以上、荷下し地点で打設が行う(打設終了は1回検査表を提出する)。	「試験成績」又は「塩分測定表」により確認する。 試験成績又	
アルカリ骨材反応		コンクリート耐久性向上仕様書 (土木)	使用骨材について1回/年以上及び、産地の変更又は、品質の変化の都度試験を行う。	信頼できた試験成績の行った試験成績・ミルシート等により確認する。 立会確認により判定する。	
(指) 厚 さ			測定箇所は、監督員の指示による。		
(指) 路面の平坦性		セメントコンクリート舗装要綱	1車線につき1測線をもうけて測定する。記録紙(原図)を添えて測定結果を報告する。	立会確認するか、測定結果により判定する。	

7 その他の工事の品質管理

7-1

工種	試験（測定）項目	試験（測定）方法	管理基準	確認方法	適用
ガス圧接	外観試験（検査）	目視、ノギス等による計測（詳細外観試験）	<p>熱間圧接法以外の場合</p> <p>①軸心の偏心が細い方の鉄筋径の D / 5 以下</p> <p>②ふくらみが 1.4D 以上</p> <p>③ふくらみの長さが 1.1D 以上。</p> <p>④ふくらみの頂点と圧接部のずれが D / 4 以下</p> <p>⑤著しいたれ下がり、焼き割れ、折れ曲がりがない。</p> <p>熱間圧接法の場合</p> <p>①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、線状きず、へこみがない。</p> <p>②ふくらみの長さが 1.1D 以上。</p> <p>③著しい折れ曲がりがない。</p> <p>④軸心の偏心が細い方の鉄筋径の D / 5 以下</p> <p>⑤オバーヒート等による表面不整がない。</p>	<p>立会確認により判定する。</p>	<p>モデル供試体の作成は実際の作業と同一条件同一材料で行う。</p> <p>鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場各 5 本のモデル供試体を作成し実施する。</p>
	引張試験	JIS Z 3120	全数が JIS G 3112 に規定する母材強度以上であること。		

工種	試験（測定）項目	試験（測定）方法	管理基準	確認方法	適用
ガス圧接	超音波深傷検査	JIS Z 3062	<p>検査従事技術者は協接技術者（社）日本圧接検査協会「鉄筋ガス圧接検査技術者試験実施規定」による。有資格者との試験を実施する。（上）各ロットの抜き取り率を30%以上とする。30個以上を抜き取り実施する。（上）各ロットの抜き取り率を30%以上とする。ただし、1作業班が1日に施工した箇所を1ロットとし、自動ロボットとは別ロットとする。</p> <p>検査数30個以上の場合は不合格数1個以下が合格 検査数30個未満の場合不合格数0個以下が合格 ただし、エコー高24dB以上を不合格とする。</p>	<p>立会確認により判定する。</p>	<p>規格値を外れた場合は下記による。ロットの全数について超音波深傷検査を実施し、その結果不合格となつた箇所は、監督員の承諾を得て補強筋（ラップ長の2倍以上）を添えるか、圧接部を切り取って再圧接する。</p>
施工後試験					
施工					

工種	試験（測定）項目	試験（測定）方法	管理基準	確認方法	適用
ガス圧接	外観試験（検査）	目視、ノギス等による計測（詳細外観試験）	<p>熱間押拔法以外の場合</p> <p>①軸心の偏心が細い方の鉄筋径のD/5以下</p> <p>②ふくくらしが1.4D以上</p> <p>③ふくくらしの長さが1.1D以上</p> <p>④ふくくらしの頂点と圧接部のずれがD/4以下</p> <p>⑤著しいたれ下がり、焼き割れ、折れ曲がりがない。</p>	<p>立会確認により判定する。</p>	<p>規格値を外れた場合は下記による。</p> <p>①④⑤は、監督員の承諾を得て、補強（ラップ長の2倍以上）を添えて再圧接する。</p> <p>②③は、再加熱して修正する。</p>
施工	施工後試験		<p>熱間押拔法の場合</p> <p>①ふくくらしを抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、線状きず、へこみがない。</p> <p>②ふくくらしの長さが1.1D以上。</p> <p>③著しい折れ曲がりがない。</p> <p>④軸心の偏心が細い方の鉄筋径のD/5以下</p> <p>⑤オバーヒート等による表面不整がない。</p>		<p>詳細外観検査は、圧接箇所数の5%以上について実施する。</p>

工種	試験（測定）項目	試験（測定）方法	管理基準	確認方法	適用
アンカー工	適性試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説	原則として5%かつ3本以上。	設計荷重に対して十分に安全であることを立会確認により判定する。	
施工	確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説	<p>全本数                      ①10本ごとに1本のアンカー（初期荷重は、設画最大試験荷重の0.1倍とし、設画最大試験荷重で重う。）                      ②その他アンカー（計画最大試験荷重まで荷重する。）</p>	設計荷重に対して十分に安全であることを立会確認（測定）結果より判定する。	

工 種	試験（測定）項目	試験（測定）方法	管理基準	確認方法	摘 要
既 設 杭 工 鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭現場溶接 施 工	浸透深傷試験 （溶剤除去性 染色浸透 深傷試験）	JIS Z 2343	原則として全溶接箇所で行う。但し、施工量が多量な現場に於いては、施工順序等から困難な場合も、現場状況に応じて実施する。なお、全溶接箇所（社）日本非破壊検査協会（浸透検査）の認定技術者が行うものとする。試験箇所は杭の全周とする。	われ及び有害な立欠陥がないことを確認する。認められる場合は、認定技術者の試験結果により判定する。	

工 種	試験（測定）項目	試験（測定）方法	管理基準	確認方法	摘 要			
鋼管杭・H鋼杭の現場溶接	放射線透過試験	JIS Z 3104	<p>原則として溶接箇所方をか場応所方をそ 20箇所毎に1箇所等なに。所方そ とすや実態が現場状況とする。な 法ら合じた数量とする。なお、対 向の鋼杭を4箇所 の撮影は30cm ／1方向とする。 （20箇所毎に1箇所 とは、溶接を毎 箇所施工した所 その20箇所の 任意の1箇所を 試験すること る。） （社）日本非破壊 検査協会（放射線 透過試験技術者） 認定技術者が行 うものとする。</p>	<p>JIS Z 3104の3種以上であることを確認し判定する。</p>				
施 工								
既製杭工								

工種	試験（測定）項目	試験（測定）方法	管理基準	確認方法	摘要
鋼管杭の現場溶接	超音波深傷試験	JIS Z 3060	原則として溶接20箇所毎に1箇所方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向かた浸透し、その撮影長は30cm/1方向とする。（20箇所毎に1箇所とは溶接を20箇所施工した毎にその20箇所から任意の1箇所を試験することである。）（社）日本非破壊検査協会（超音波検査）の認定技術者が行うものとする。	JIS Z 3060の3種以上であることを立会確認し判定する。	中掘工法等で、放射透過試験が不可能な場合、放射線透過試験と替えることとすることができ、放射線透過試験と替えることとする。
施工	水セメント比試験		中掘工法（セメントミルック噴射攪拌工法）を行った場合は水セメント比は65%を標準とする。単杭30本に1回継杭20本に1回	立会確認するほか、試験結果より判定する。	
既製杭工					

工種	試験(測定)項目	試験(測定)方法	管理基準	確認方法	摘要
砂(地盤改良、置き換等)	外觀	観察	施工中適宜	異物の混入のないことを確認。	
	種類、品質及び粒度 シルト以下の細粒含有率	JIS A 1102 JIS A 1204 特記による。	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	
	(試) 粒度	JIS A 1102 JIS A 1204	搬工時、10,000m <sup>3</sup> 以下は1,000m <sup>3</sup> に1回。 10,001 ~ 50,000m <sup>3</sup> は3,000m <sup>3</sup> に1回ただし最低10回以上。50,001m <sup>3</sup> 以上は5,000m <sup>3</sup> に1回。ただし最低17回以上。 試料採取量 5kg		土木材料仕様書 107 砂による。
石材の材質	外觀	観察	施工中適宜		異物の混入のないことを確認する。
	種類				品質規格は特記による。
	最大粒径				品質規格は特記による。
	単位体積重量	特記による。	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	品質規格は特記による。
(試) 見掛比重	搬工時に2,000m <sup>3</sup> 以下は500m <sup>3</sup> に1回。 2,001 ~ 5,000m <sup>3</sup> は1,000m <sup>3</sup> に1回ただし最低4回以上。5,001m <sup>3</sup> 以上は1,500m <sup>3</sup> に1回。ただし最低5回以上。 試料採取量(砂) 5kg (鉍滓) 25kg		湿潤又は飽和状態の材料について単位体積重量を確認する。		

工 種	試験（測定）項目	試験（測定）方法	管理基準	確認方法	摘 要
石 材 の 割ぐり石 (被覆石、根 捨石、石等) 固め石等)	外 観	観 察	施工中適宜	異物の混入のないことを確認。	
	石の種類			品質規格は土木材料仕様書 116 割ぐり石。	
	比 重	土木材料仕様書 116 割ぐり石を参照のこと。現場で重量測定ができない場合は巻末参照。	搬入前、採取地毎に 1 回	試験成績表を提出	品質規格は巻末参照。
	(試)見掛比重 (試)質 量		施工時に 5,000m <sup>3</sup> 以下は 1,000m <sup>3</sup> に 1 回。 5,001 ~ 30,000m <sup>3</sup> は 3,000m <sup>3</sup> に 1 回ただし最低 5 回以上。30,001m <sup>3</sup> 以上は 5,000m <sup>3</sup> に 1 回。ただし最低 10 回以上。 試料採取は 1 回につき 3 個。		
規定外質量の比率		観 察	施工中適宜	品質規格は土木材料仕様書 116 割ぐり石。	
材 質 砂岩ずり (中詰材 用等)	外 観	観 察	施工中適宜	異物の混入のないことを確認。	
	石の種類			品質規格は特記による。	
	比 重	JIS A 5006	搬入前、採取地毎に 1 回	試験成績表を提出	品質規格は特記による。
	(試) 比 重		施工時に 10,000m <sup>3</sup> 以下は 3,000m <sup>3</sup> に 1 回。10,001 ~ 30,000m <sup>3</sup> は 5,000m <sup>3</sup> に 1 回ただし最低 4 回以上。30,001m <sup>3</sup> 以上は 7,000m <sup>3</sup> に 1 回。ただし最低 7 回以上。 試料採取は 1 回につき 3 個。		
規定外質量の比率		観 察	施工中適宜		品質規格は特記及び JIS A 5006 による。

工 種	試験（測定）項目	試験（測定）方法	管理基準	確認方法	摘 要
（タイロット） タイロット類	本体、品付属の化学成分、機械的性質	製造工場の試験成績表により確認	ロット毎	試験成績表（検査証明書）を提出	品質規格は下記による。 JIS G 3101
	（高張力鋼材の場合）機械的性質は別記タイロットの化学成分は特記及び承諾した規格に適合すること。	製造工場の試験成績表（検査証明書）により確認	ロット毎	試験成績表（検査証明書）を提出	機械的性質は別記タイロットの品質規格による。化学成分は特記及び承諾した規格とする。
外 観	有害な傷、変形等がないこと。	観 察	搬入時、全数		異常が認められないこと
形状寸法	特記の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表（調査証明書）により確認	搬入時	試験成績表（検査証明書）を提出	監督職員が承諾した図面
立 張 組 引	（試）引張り	引張試験	50組に1本とす ただし、50本 未満は試験 成績表を提出 すること。	立会確認により判定する。ただし50本未満の場合は試験成績表（検査証明書）を提出する。	品質規格は特記による。
本体、品付属の化学成分、機械的性質	JIS に適合していること。	製造工場の試験成績表（検査証明書）により確認。試験は下記による。	ロット毎	試験成績表（検査証明書）を提出	品質規格は下記による。 JIS G 3502 JIS G 3536 JIS G 3506 JIS G 3521
被 覆	特記の規格に適合していること。	製造工場の試験	ロット毎	試験成績表を提出	品質規格は下記による。 JIS K 6922-2
外 観	有害な傷、変形等がないこと。	観 察	搬入時、全数		異常が認められないこと。

工 種		試験 (測定) 項目	試験 (測定) 方法	管理基準	確認方法	摘 要
ト イ ヤ シ ロ ッ タ イ ロ ッ	引 張	(試) 引張り	引張試験	50組に1本とす る。ただし、50本 未満の場合は試 成績表を提出す ること。	立会確認により判 定する。ただし50 本未満の場合は試験 成績表(検査証明書) を提出する。	品質規格は別記タイプライ ターの品質規格による。
	質	ゴムの物理試験(引張試験、 硬さ試験、老化試験等) による材質が摘要欄 JISに適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	製造前に測定 (1ロットごと)	試験成績表(検査証明書)を提出	品質規格は下記による。 JIS K 6250 JIS K 6251 JIS K 6253 JIS K 6257 JIS K 6262
防 舷 材	性 能	反力及び吸収エネルギー	圧縮試験による。	搬入前に測定	試験成績表(検査証明書)を提出	特記による。
	外 観	有害な傷等がないこと。	観 察	搬入時、適宜		異常が認められないこと。
取 付 金 具 材 の	形 状 寸 法	長さ、幅、高さ、肉厚ボルトの穴径及び中心間隔等	製造工場の測定結果表により確認	搬入前、全数	工場の測定表を提出	
	外 観	有害な傷がないこと。	観 察	搬入時、適宜		異常が認められないこと。
係 船 柱 係	形 状 寸 法	図面や特記等の形状寸法に適合していること。		1 溶解毎	試験成績表(検査証明書)を提出	品質規格は下記による。 品係船柱本体 JISG 5101 SC450 アンカーボルト JIS G 3101 SS400 六角ボルト JIS G 1181 並3級、 4T
	付 化 の 分 的 性 機 質	JISの規定による。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認			平座金 JIS B 1256 並丸、鋼 アンカー板 JIS G 3101 SS400 又は JIS G 5101 SC450

工種	試験(測定)項目	試験(測定)方法	管理基準	確認方法	摘要
係船柱	外観	有害な傷、変形等がないこと。	搬入時、全般		異常が認められないこと。
	形状寸法	図面及び特記等に適合していること。	搬入前、全数	工場の測定表を提出	
車止め(縁金物を含む)	本体、の化学機械的性質	JISの規定による。	搬入前	試験成績表(検査証明書)を提出	
	外観	使用上有害な反り、溶接部の不良個所等がないこと。	搬入時適宜		異常が認められないこと。
電気防食陽極	形状寸法	特記の形状寸法に適合していること。	搬入前、全数	工場の測定表を提出	特記による。
	陽極の種類	承諾した品質に適合していること。	搬入前	試験成績表(検査証明書)を提出	監督員が承諾した図面
陽極	形状寸法	承諾図等の形状寸法に適合していること。	搬入前、全数	工場の測定表を提出	品質規格は監督員が承諾した図面 各陽極の形状寸法の許容範囲は5%以内とする。
	質量	承諾した品質に適合していること。	搬入前、全数	工場の測定表を提出	各陽極の質量の許容範囲は2%以内とし取付総質量は陽極1個の標準質量を下回ってはならない。ただし、陽極1個の標準質量の許容範囲は±4%の範囲とする。

工 種	試験（測定）項目	試験（測定）方法	管理基準	確認方法	摘 要
電気防食陽極 陽極板の電流等電位電生電流（陽極電流）	特記の値に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	搬入前	試験成績表を提出	陽極の電気効率 $\geq 90\%$ 以上とする。
	合材の配合、針入度、マトの押抜き強度が特記に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	1,000m <sup>2</sup> に1回なお、試験省略度は100m <sup>2</sup> とする。	試験成績表及び配合表を提出	3章のアスファルト舗装の品質管理による。品質規格は特記又は土木材仕様第4章瀝青材料による。
マ ッ ト 類 アスファルトマット	補強剤の種類は特記に適合していること。	観 察	搬入時、適宜		
	厚  さ 幅及び長さ	スチールテープ等で測定	20枚に1枚を2箇所	管理表を作成し提出	

工種	試験(測定)項目	試験(測定)方法	管理基準	確認方法	摘要
繊維マット	伸び、引裂、引張強度等が特記に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	搬入前、適宜	試験成績表を提出	引張試験 JIS L 1096
合成樹脂マット	伸び、引裂、引張強度、耐海水引張強度等が特記に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	搬入前、適宜	試験成績表を提出	引張試験 JIS K 6723 引裂試験 JIS K 6252 密度試験 JIS K 6268 耐海水試験 JIS K 6773
ゴムマット	伸び、伸び、引裂、引張強度等が特記に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	搬入前、適宜	試験成績表を提出	引張試験 JIS L 1096
摩擦増大用マット	材質	製造工場の試験成績表により確認			アスファルトマットを適用する。
摩擦増大用マット	形状	製造工場の試験成績表により確認			アスファルトマットを適用する。
摩擦増大用マット	材質	製造工場の試験成績表により確認	特記による。	試験成績表を提出	品質規格は特記による。
摩擦増大用マット	形状	スケールテープ等で測定	特記による。	管理表を作成し提出	品質規格は特記による。

## 別記

### タイロットの品質規格

- (1) 材質及び形状寸法は、図面及び特記仕様書の定めによるものとする。なお、受注者は、製作に先立ちタイロット及び付属品の図面を監督員に提出するものとする。
- (2) 高張力鋼は、「表9-1 高張力鋼の機械的性質」に適合するものとする。
- (3) 高張力鋼以外の鋼材は、「JIS G3101 一般構造用圧延鋼材の3及び4」に適合したものは同等以上の品質を有するものとする。
- (4) タイロットの製造方法は、アブセット方法は、アブセット方法によるものとする。
- (5) タイロットの本体と付属品の各部材を組み合わせた場合の引張強度は、本体の棒径部の破断強度の規格値以上とするものとする。

表9-1 高張力鋼の機械的性質

種類	降伏点 N/mm <sup>2</sup>	引張強さ N/mm <sup>2</sup>	伸び %
高張力鋼	325 以上	490 以上	24 以上
〃	390 以上	590 以上	22 以上
〃	440 以上	690 以上	20 以上
〃	540 以上	740 以上	18 以上

### タイワイヤの品質規格

- (1) 材質、形状寸法及び許容引張荷重は、図面及び特記仕様書の定めによるものとする。
- (2) 受注者は、製作に先立ち、種類、呼び名、ヤング係数、断面積、断面積、降伏点応力度等の規格値を監督員に提出し、その承諾を得るものとする。
- (3) タイワイヤの化学成分は、「JISG3502 ピアノ線材」に適合したものは同等以上の品質を有するもの若しくは「JIS G3506 硬鋼線材」に適合したものは同等以上の品質を有するものとする。
- (4) タイワイヤの機械的性質は、「JIS G3536 PC 鋼練及びPC 鋼より線」に適合したものは同等以上の品質を有するもの若しくは「JISG3521 硬鋼線」に適合したものは同等以上の品質を有するものとする。
- (5) 許容引張荷重の破断強度に対する安全率は、「表9-2 破断強度に対する安全率」のとおりとする。
- ただし、0.2%の永久歪を生じる応力を降伏点応力とみなし、これの破断強度に対する仕が2/3を下回らないものとする。

表9-2 破断強度に対する安全率

	常時	地震時
PC 鋼線、硬鋼線	3.8 以上	2.5 以上

- (6) 本体の鋼材は、被覆材を用いて、連続して防せい（錆）加工をするものとする。
- (7) 定着具付近の被覆材は、被覆材とラップし、かつ、十分な水密性を保つものとする。
- (8) 定着具の先端は、端部は、栓等を用いて、十分な水密性を保つものとする。
- (9) 定着具は、ナット締めとするものとする。なお、ねじ切り長さに余裕を持ち、取り付ける際に長さの調節が可能なものとする。
- (10) 受注者は、付属品の製作に先立ち、図面を監督職員に提出するものとする。
- (11) タイワイヤの本体及び定着具を組み合わせた引張強度は、本体の鋼線部の破断強度の規格値以上とする。

## 参 考 資 料

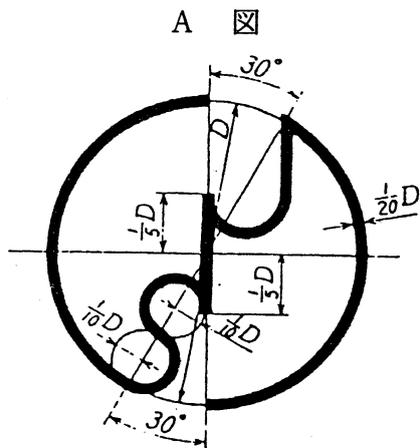
- 1 認定マーク等一覧
- 2 アスファルト混合物事前審査制度
- 3 港湾構造物で使用する割ぐり石の仕様
- 4 試験研究機関一覧



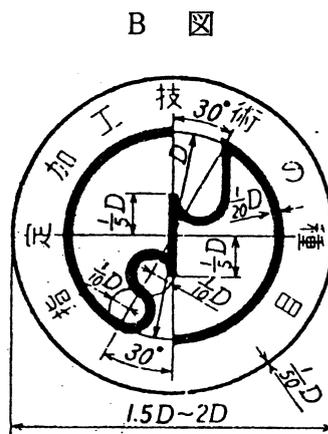
# 認 定 マ ー ク 等 一 覧



(1) 日本工業規格（工業標準化法）

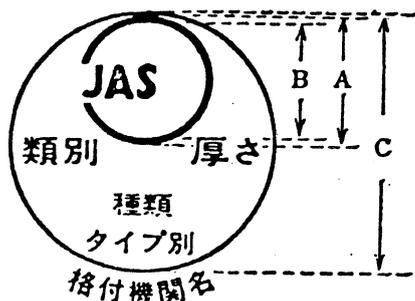


工業標準化法第19条に基づく指定商品について、その製造業者が同条の許可を受けた場合に、その指定商品又はその包装、容器若しくは送り状に付けるマーク



工業標準化法第25条に基づく指定加工技術について、その加工業者が同条の許可を受けた場合に、その加工技術により加工した加工品又はその包装、容器若しくは送り状に付けるマーク

(2) 日本農林規格（農林物資規格法施行規則）



(3) 建築基準法 (BCJマーク)

評価対象品：非常用照明器具及びバッテリーユニット  
自動閉鎖装置

評価の基準：建築基準法施行令 (昭和25年政令第338号)

第126号の5第1号の規定

最終改正 (平成12年政令211号)

非常用の照明装置の構造の基準 (昭和45年建設省告示第1830号)

最終改正 (平成12年5月30日建設省告示第1405号)

建築基準法施行令第112条第14項第1号の規定

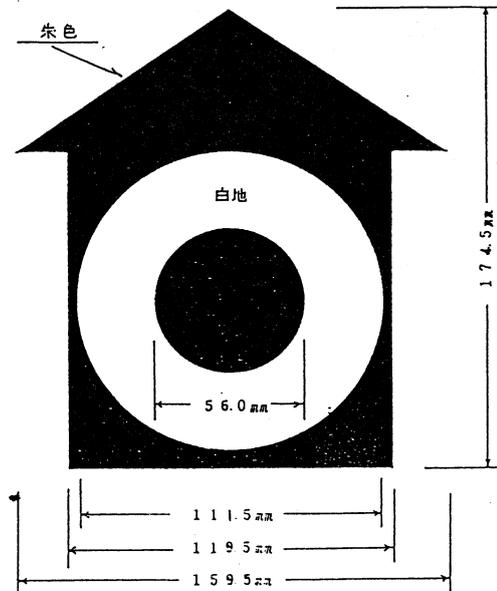
火災による煙が発生した場合又は温度が急激に上昇した場合に自動的に閉鎖する甲種防火戸又は乙種防火戸の構造基準

(昭和48年建設省告示第2563号)

最終改正 (平成12年5月25日建設省告示第1370号)

事務局：(財)日本建築センター 防災性能評価委員会

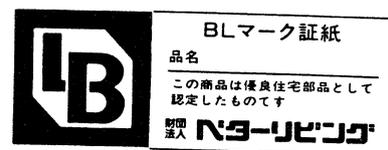
表示：寸法は比率により、縦の長さを基準 (以下基準寸法という) とする。



(4) 優良住宅部品 (BLマーク)

認定対象品：テレビ共同受信機器

事務局：(財)ベターリビング





■ 非常放送設備

認定対象品：非常用の放送設備に用いるもの 増幅器・遠隔操作器

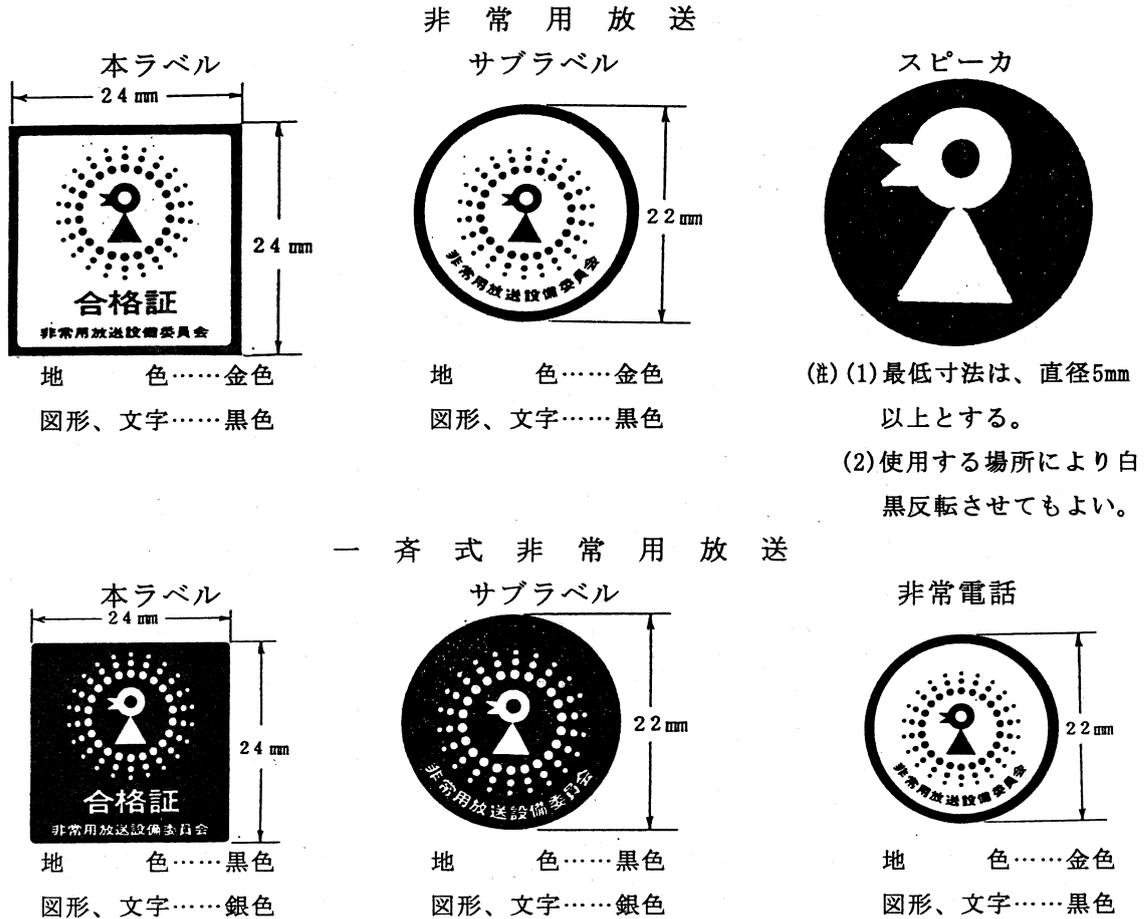
認定の基準：消防法施行規則第25条の2第3項の規定

非常警報設備の基準（昭和48年2月10日号外消防庁告示第6号）

最終改正（平成11年9月8日消防庁告示第7号）

事務局：（社）日本電子機械工業会 非常放送設備委員会

表 示：



■ 耐火電線

認定対象品：消防法で定める耐火電線

認定の基準：消防法施行規則第12条第4号ニ（ロ）ただし書きの規定

耐火電線の基準（平成9年12月18日消防庁告示第10号）

事務局：（社）日本電線工業会 耐火耐熱電線認定業務委員会

表 示：外装に印刷 露出用耐火電線  
電線管用耐火電線 J C M A タイカデンセン

■ 耐熱電線

認定対象品：消防法で定める耐火電線

認定の基準：消防法施行規則第12条第4号ニ（ロ）ただし書きの規定  
耐熱電線の基準（平成9年12月18日消防庁告示第11号）

事務局：（社）日本電線工業会 耐火耐熱電線認定業務委員会

表示：外装に印刷 J CMA タイネツ

■ 非常警報設備（非常ベル・自動式サイレン）

認定対象品：非常ベル・自動式サイレン

認定の基準：消防法施行規則第25条の2第3項の規定  
非常警報設備の基準

事務局：（株）日本火災報知器工業会 非常警報設備認定業務委員会

表示：

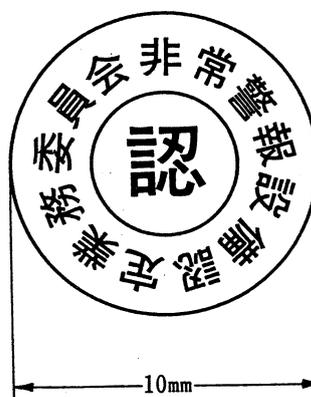
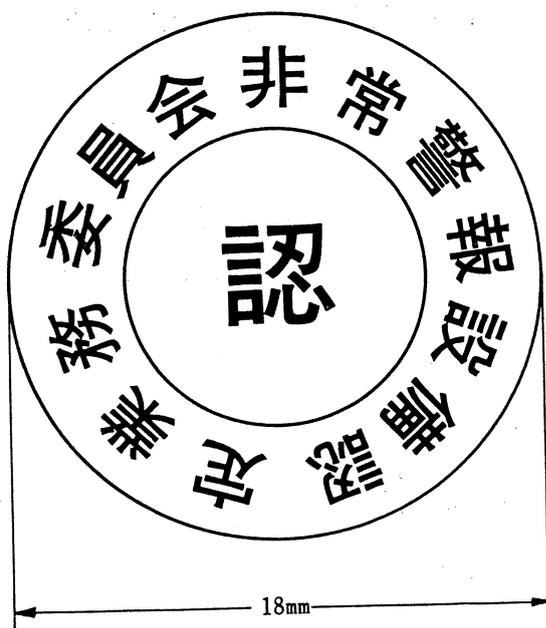
正認定証票

（操作装置及び複合装置の起動装置）

副認定証票

（音響装置（複合装置含む）

表示灯及び起動装置）



仕様

1. 地色は金色とする。
2. 文字は黒色とする。

■ 誘導灯

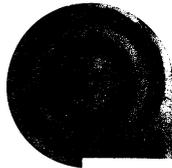
認定対象品：避難口誘導灯・通路誘導灯・客室誘導灯・器具内蔵用電源装置

認定の基準：消防法施行規則第28条の3第3項の規定

誘導灯及び誘導標識の基準（平成11年3月17日消防庁告示第2号）

事務局：（社）日本照明器具工業会 誘導灯認定委員会

表 示：



備考

1. 材質は、テトロン又はポリプロピレンとし、材質は50μ以下とする。
2. 色は次のとおりとする。  
 地色：銀色又は白色  
 文字及びシンボルの色：青  
 減光形及び信号装置の文字：黒

■ 自家発電設備

認定対象品：非常電源に用いる自家発電設備、非常動力装置及び蓄電池設備

認定の基準：自家発電設備の基準（昭和48年2月10日号外消防庁告示第1号）

最終改正（昭和57年4月17日号消防庁告示第4号）

事務局：（社）日本内燃力発電設備協会 自家発電設備認定委員会

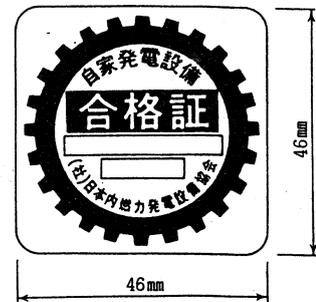
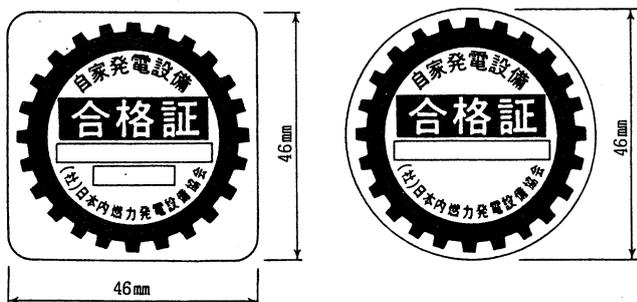
表 示：

自家発電設備

ガス併用自家発電設置装置

正証票 (自家発電設備)      副証票 (構成機器 (原動機、発電機及び制御装置) 及び蓄電池設備)

正証票



証票の色別

証票の色別

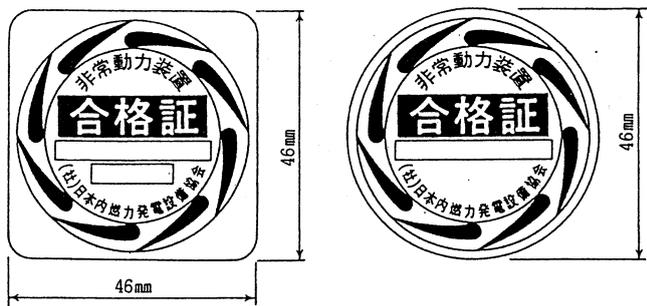
種類	地 色		マーク等の色		材質厚(金属板)
正証票	長時間形	普通形	L・M	S・F	0, 3mm以下
	即時長時間形	即時普通形	該当のもの	該当のもの	
	金	銀	黒	紺	
副証票	銀		橙		0, 2mm以下

種類	地 色		マーク等の色		材質厚(金属板)
正証票	長時間形	普通形	L・M	S・F	0, 3mm以下
	即時長時間形	即時普通形	該当のもの	該当のもの	
	緑		黒	紺	

非常動力装置

正証票（非常動力装置）

副証票（構成機器（非常動力、自動盤）及び蓄電池設備）



証票の色別

種類	地色		マーク等の色		材質厚(金属板)
正証票	長時間形	普通形	L・M 該当のもの	S・F 該当のもの	0.3mm以下
	金	銀	黒	紺	
副証票	銀		橙		0.2mm以下

「形式区分」「形式番号」及び「シリーズ番号」（正証票のみ）を刻印したものとする  
 L：500kWを超えるもの    M：100kWを超え、500kW以下のもの  
 S：24kWを超え、100kW以下のもの    F：24kW以下のもの

■ 蓄電池設備

認定対象品：非常電源に用いる蓄電池、充電装置、逆変換装置、キュービクル外箱

認定の基準：蓄電池設備の基準（昭和48年2月10日号外消防庁告示第2号）  
 最終改正（平成元年10月18日号消防庁告示第3号）

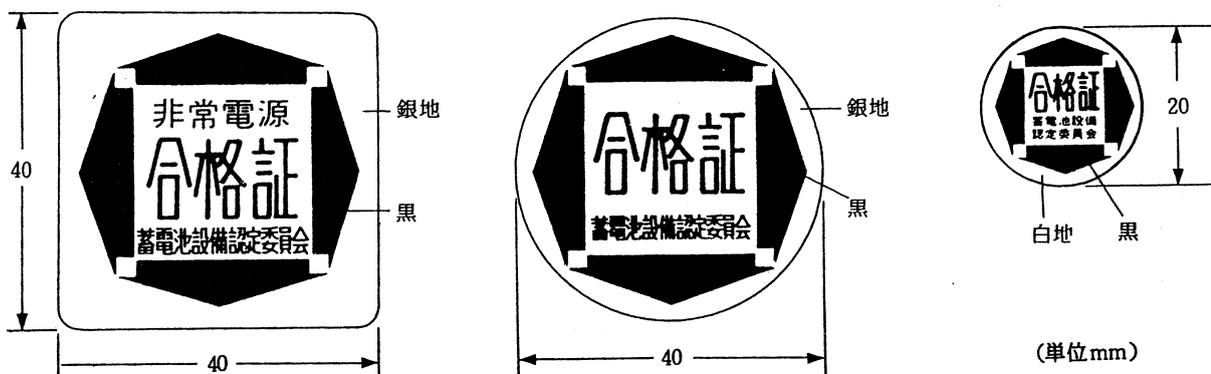
事務局：（社）日本蓄電池設備工業会 蓄電池設備認定委員会

表 示：

正証票  
 （蓄電池設備、充電装置）

副証票甲  
 （逆変換装置、外箱）

副証票乙  
 （蓄電池）



■ キュービクル式非常電源専用受電設備

認定対象品：非常電源専用受電設備として用いるキュービクル式のもの

認定の基準：消防法施行規則 第12条第4号イ（二）（1）の規定

キュービクル式非常電源専用受電設備の基準

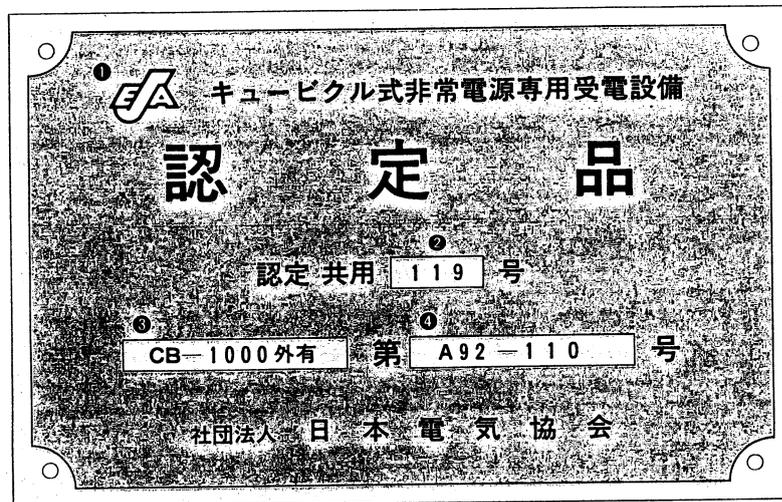
（昭和50年5月28日消防庁告示第7号）

最終改正（平成10年12月24日号消防庁告示第8号）

事務局：（社）日本電気協会

キュービクル式非常電源専用受電設備の認定中央委員会

表示：



①協会章

②認定番号

③形式別

主遮断装置  
最大設備容量  
屋外・屋内の別  
換気装置の有無

④地区別記号

銘板交付年  
銘板交付番号

■ 条例キュービクル（蓄電池設備）

認定対象品：非常電源以外に用いるもので、セル数と容量を乗じた数が4,800AHセル以上のキュービクル式蓄電池設備

認定の基準：東京都火災予防条例（昭和37年3月31日条例第65号）

第13条 最終改正（平成12年10月13日条例第198号）

事務局：（社）日本蓄電池工業会 蓄電池設備認定委員会

表示：



■ 非常用配電盤・分電盤

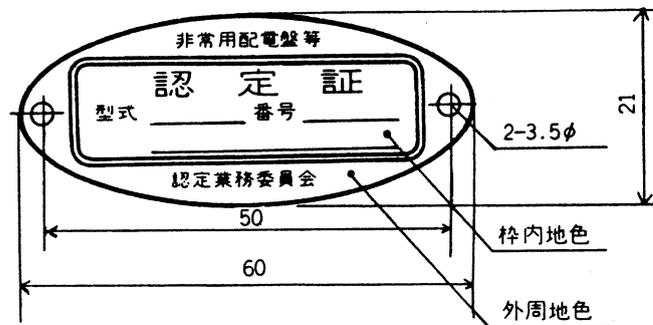
認定対象品：低圧で受電する非常電源専用受電設備の配電盤及び分電盤  
これを収納する耐熱型のしゃ断器類

認定の基準：消防法施行規則 第12条第4号イ（ホ）の規定  
配電盤及び分電盤の基準（昭和56年12月22日消防庁告示第10号）

事務局：日本配電盤工業会 非常用配電盤等認定業務委員会

表 示：

1) 甲証票（耐熱形配電盤等に取り付けるもの）



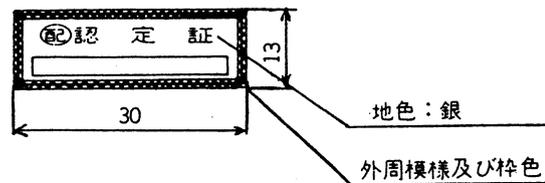
一種耐熱形配電盤等用

枠内地色：金      枠内文字色：緑  
外周地色：赤      外周文字色：金  
材 質：SUS304 厚 さ：0.5mm

二種耐熱形配電盤等用

枠内地色：銀      枠内文字色：赤  
外周地色：赤      外周文字色：金  
材 質：SUS304 厚 さ：0.5mm

2) 乙証票（認定機器に貼付けるもの）



耐火形機器及び一種耐熱形機器

地 色：銀      文字色：黒  
外周模様及び枠色：赤  
材 質：ポリエステルフィルム

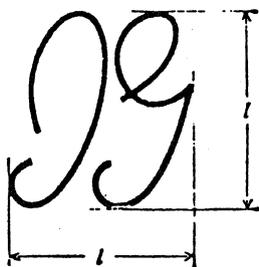
二種耐熱形機器

地 色：銀      文字色：黒  
外周模様及び枠色：青  
材 質：ポリエステルフィルム

(8) 船舶安全法  
(船舶安全法施行規則)

(船舶安全法の規定に基づく  
事業所の認定に関する規則)

(管海官庁の証印)



ℓ は、4 mm 以上とする。

第 4 号様式

(製造工事に係る船舶又は物件に対して附する認印)



ℓ は、4 mm 以上とする。

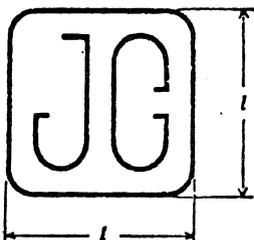
第 5 号様式

(改造修理工事に係る船舶又は物件に対して附する認印)



ℓ は、4 mm 以上とする。

(小型船舶検査機構の証印)



ℓ は、4 mm 以上とする。

第 6 号様式

(型式承認を受けた船舶又は物件で製造工事に係るもの  
に対して附する標示)



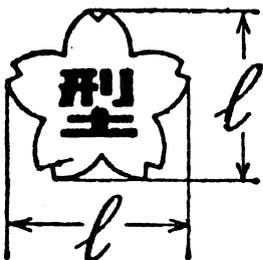
ℓ は、4 mm 以上とする。

(船舶等型式承認規則)

(船用品検査試験規則)

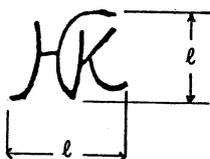
第 3 号様式 (第 15 条関係)

船舶安全法第 9 条第 4 項の証印



ℓ は、4 mm 以上とする。

(日本船用品検定協会)

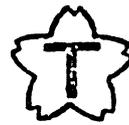


ℓ は、4 mm 以上とする。

甲  
号  
検  
印



乙  
号  
検  
印



(船級協会)



甲号記章

乙号記章

第 37 図 検印 (日本海事協会)

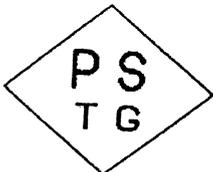
甲号記章…成文規格による材料試験に合格したものに用いる。

乙号記章…成文規格による材料試験に不合格のもの。又は成文規格によらない材料試験を受けたものに用いる。

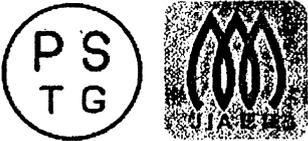
(9) ガス事業法（第39条の5）

ガス機器適合性検査適合証票等（都市ガス関係）

省令に基づく適合性検査適合証票

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・瞬間湯沸器（半密閉式に限る）</li> <li>・ストーブ（半密閉式に限る）</li> <li>・バーナー付風呂釜（半密閉式に限る）</li> <li>・ふろバーナー</li> </ul>
---	--

省令に基づく基準適合証票＋協会独自の形式認証の証票

	<p>家庭用ガス機器</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・瞬間湯沸器（密閉式、屋外式、開放式に限る）</li> <li>・バーナー付風呂釜（密閉式、屋外式に限る）</li> <li>・ストーブ（密閉式、屋外式、開放式に限る）</li> </ul>
---	---

協会独自の形式認証の証票

	<p>家庭用ガス機器</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・こんろ、グリル付こんろ</li> <li>・レンジ、グリル</li> <li>・オープン、クッキングテーブル、炊飯器</li> <li>・貯湯湯沸器、衣類乾燥機</li> <li>・暖房用ガス熱源機</li> </ul> <p>業務用ガス機器</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・厨房機器、冷暖房機器、温水機器、乾燥機器</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガス漏れ警報器、不完全燃焼警報器</li> <li>・迅速継手</li> <li>・自動ガス遮断装置（遮断弁、制御器）</li> <li>・マイコンメーター</li> <li>・カセットこんろ用容器</li> <li>・半密閉式湯沸器用排気フード</li> <li>・ガス燃焼器用排気筒</li> <li>・風呂釜用ゴム製循環管、排気筒用固定金具</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・迅速継手（小口径ホース用も含む）</li> <li>・ガスコック、安全アダプター</li> <li>・金属可とう管</li> </ul>

\*ここに掲載した、証票類は代表例です

注1 平成12年10月改正

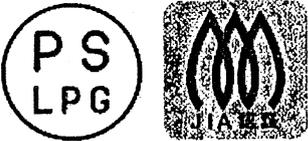
検査機関：(財) 日本ガス機器検査協会 (JIA) TEL 5401-3980

(10) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 (LPG法 第41条)

省令に基づく適合性検査適合証票

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・液化石油ガスコンロ</li> <li>・瞬間湯沸器 (半密閉式に限る)</li> <li>・ストーブ (半密閉式に限る)</li> <li>・バーナー付風呂釜 (半密閉式に限る)</li> <li>・ふろバーナー、風呂釜、ガス栓</li> </ul>
---	---

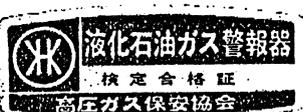
省令に基づく基準適合証票+協会独自の形式認証の証票

	<p>家庭用ガス機器</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・瞬間湯沸器 (密閉式、屋外式、開放式に限る)</li> <li>・バーナー付風呂釜 (密閉式、屋外式に限る)</li> <li>・ストーブ (密閉式、屋外式、開放式に限る)</li> </ul>
---	--

\* 以上の検査機関：(財) 日本ガス機器検査協会 (JIA) TEL 5401-3980 注1同

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガス栓</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高性能調整器</li> <li>・高性能高圧ホース</li> <li>・高性能低圧ホース</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイコンメーターS</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金属フレキシブルホース</li> <li>・燃焼器用ホース</li> <li>・ガス放出防止器等</li> </ul>

\* 以上の検査機関：(財) 日本エルピーガス機器検査協会 (LIA) TEL 5512-7921注1同

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガス漏れ警報器</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガス漏れ警報遮断装置の制御部</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガス漏れ警報器の戶外ブザー</li> </ul>

\* ここに掲載した合格証票類は代表例です

(財) 高圧ガス保安協会 (KHK)  
液化石油ガス部 TEL 3436-6108

## 2 アスファルト混合物事前審査制度



## アスファルト混合物事前審査制度実施要領（試行）

制定 平成7年8月25日7建総技第125号

### 1 アスファルト混合物事前審査制度の目的と適用

本制度は、工事の発注单也ごとに行われているアスファルト混合物（再生アスファルト混合物を含む）の品質を審査機関が事前に審査し、これを認定することによって各工事ごとの基準試験及び書類の提出等を一部省略して、書類の内容チェック及び承諾等に関する監督業務を簡素化し、現場業務の改善を図ることを主な目的として実施する。

本制度は、認定を受けた混合所の認定混合物を使用する工事について適用するものとする。

なお、認定を受けていない混合物については、従来どおりの扱いとする。

### 2 品質管理の方法

事前審査で認定を受けたアスファルト混合物を使用する場合の品質管理は、別途定める「アスファルト混合物事前審査制度における品質管理基準（試行）」（東京都建設局）により、以下のとおり行う。

- (1) 工事の請負者は、事前審査制度により認定を受けた混合物を工事に使用する場合は、工事ごとの基準試験及び承諾書類（骨材及びアスファルト、混合物の配合設計及び基準密度等）の提出に換えて、認定証の写しを監督員に提出するものとし、監督員は認定証写しにより使用する混合物の品質を確認するものとする。
- (2) 混合物のプラントにおける品質管理（骨材の粒度及び加熱温度、アスファルトの溶解温度、混合物の骨材粒度及びアスファルト量等）については、プラントの自主管理とし、原則として記録の提出は不要とする。
- (3) 現場における品質管理（コア抜き取りによる抽出試験、搬入舗設状況管理、密度試験、ホイールトラッキング試験等）については、従来どおり行う。

### 3 認定証の発行

認定証は、別紙例のとおり、混合所単位に認定混合物を特定して発行される。

その発行は、関東地方建設局長が審査機関として指定した「(株)道路保全技術センター」の長が行い、有効期限は発行日から1年間である。

### 4 特記仕様書の明示

アスファルト混合物を使用する工事を発注する時は、特記仕様書に下記の記載例により明示するとともに、別添の「アスファルト混合物事前審査制度における品質管理基準（試行）」（東京都建設局）を添付する。

〔特記仕様書記載例〕

#### 第〇〇条 アスファルト混合物及び再生アスファルト混合物

請負者は、本工事に使用するアスファルト混合物及び再生アスファルト混合物について、「アスファルト混合物事前審査」の認定を受けた混合所の認定混合物を使用する場合は、認定証の写しを監督員に提出するものとし、この場合の品質管理は別添の「アスファルト混合物事前審査制度における品質管理基準（試行）」（東京都建設局）によるものとする。

### 5 施行

本実施要領（試行）は、平成7年9月1日より施行する。

アスファルト事前審査制度における品質管理基準（試行）

2 再生アスファルト混合物

東京都港湾局

工種		試験（測定）項目	試験方法	管理基準	試験確認方法	
上部路盤 工種 ・ 基層 工種 ・ 表層 工種	再生 アス フ ア ルト 混 合 物 材 料	再生骨材	<ul style="list-style-type: none"> <li>アスファルト抽出後の粒度</li> <li>旧アスファルト含有量</li> <li>旧アスファルトの針入度</li> <li>洗い試験で失われる量</li> </ul>	舗装試験法便覧 JIS A 1102 舗装試験法便覧 ASTM D 1856 JIS K 2207 舗装廃材再生利用技術指針	事前に審査	認定証（写）により確認
		再生用添加材	<ul style="list-style-type: none"> <li>粘性度（60℃）</li> <li>引火度</li> <li>薄膜加熱後粘性度比</li> <li>薄膜加熱質量変化率</li> </ul>	JIS K 2283 JIS K 2265 JIS K 2283 JIS K 2207	事前に審査	認定証（写）により確認
		再生石油アスファルト	<ul style="list-style-type: none"> <li>針入度</li> <li>軟化点</li> <li>伸度</li> <li>三塩化エタン可溶分</li> <li>引火点</li> <li>薄膜加熱質量変化率</li> <li>薄膜加熱針入度残留率</li> <li>蒸発後の針入度比</li> <li>蒸発質量変化率</li> <li>粘度（動粘度又はセイホルトフロー砂）</li> <li>密度</li> <li>タフネス・テナシティ</li> <li>粘度比（60℃）</li> </ul>	JIS K 2207 JIS K 2207 JIS K 2207 JIS K 2207 JIS K 2265 JIS K 2207 JIS K 2207 舗装試験法便覧 JAA-011	事前に審査	認定証（写）により確認
		再生混合物	<ul style="list-style-type: none"> <li>混合物の配合設計</li> <li>混合物の密度（基準密度）</li> </ul>	舗装廃材再生利用技術指針 舗装試験法便覧	事前に審査	認定証（写）により確認
		再生アスファルト混合物	<ul style="list-style-type: none"> <li>旧アスファルト含有量</li> <li>旧アスファルトの針入度</li> <li>洗い試験で失われる量</li> <li>再生混合物の骨材粒度及びアスファルト量</li> <li>再生混合物から回収した再生アスファルトの針入度</li> <li>再生骨材使用率</li> <li>混合物の密度</li> <li>混合物の温度</li> </ul>	舗装試験法便覧 ASTM D 1856 JIS K 2207 舗装廃材再生利用技術指針 舗装試験法便覧 JIS A 1102 ASTM D 1856 JIS K 2207 舗装試験法便覧	「土木工事施工管理基準」による	プラントの自主管理

※ 注1 施工時における品質管理は「土木工事施工管理基準」による。  
 2 工事監督員の指示があった場合には、プラントにおける骨材等の軽量自記印字記録データ及び管理表等の自主管理記録を提出するものとする。

アスファルト事前審査制度における品質管理基準（試行）

1 アスファルト混合物

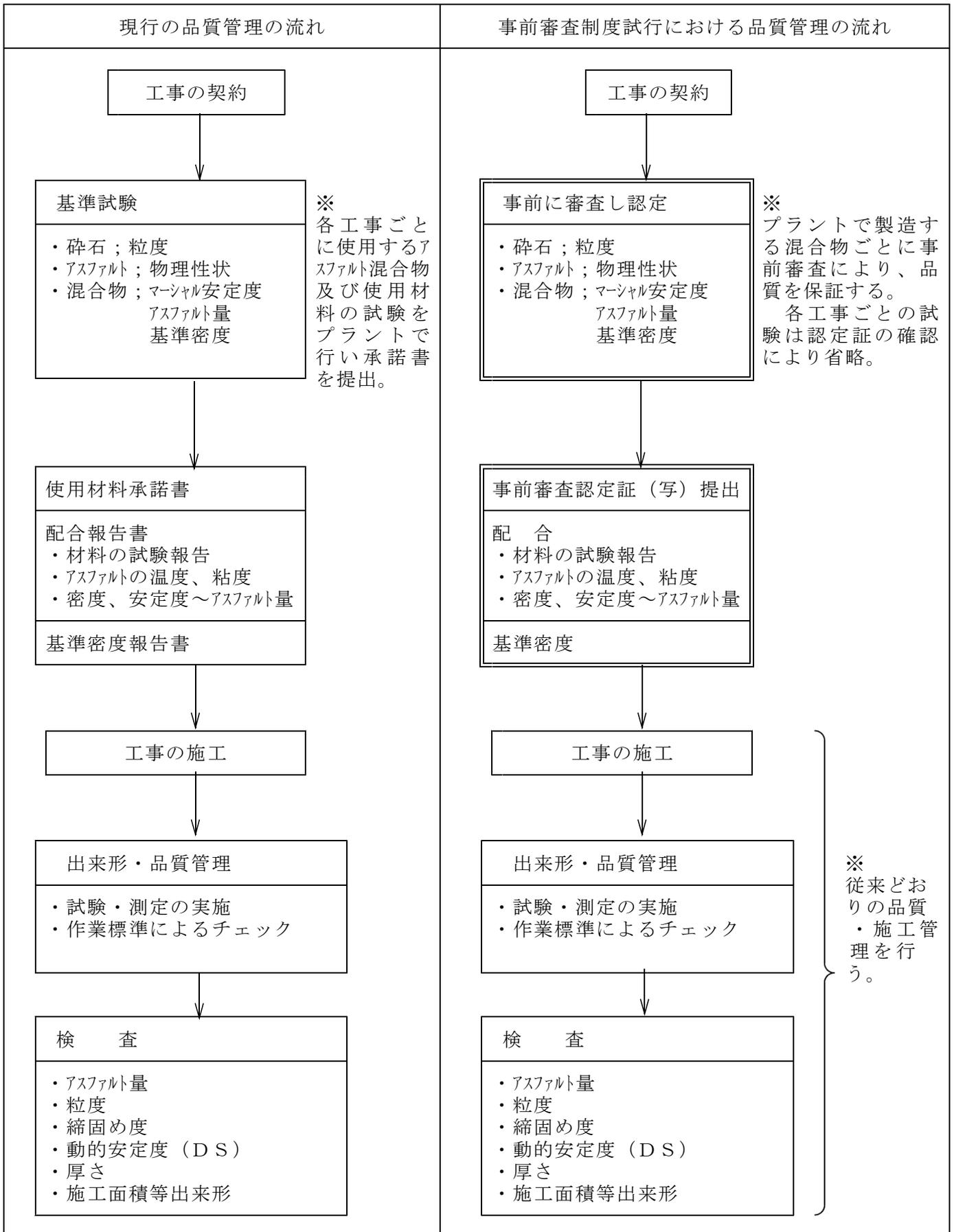
東京都港湾局

工種		試験（測定）項目	試験方法	管理基準	試験確認方法		
上部路盤工・基層工・表層工	アスファルト処理混合物・アスファルト混合物・グリースアスファルト混合物	骨材	・比重及び吸水率 (単粒度砕石の場合のみ必要)	JIS A 1109 JIS A 1110	事前に審査	認定証（写） により確認	
			・すりへり減量 (単粒度砕石の場合のみ必要) 試験	JIS A 1121			
			・そ性指数（P I） (スクリーングの場合のみ必要)	JIS A 1205 JIS A 1206			
			石粉	・水分 ・比重 ・粒度	JIS A 5008 JIS A 5008 JIS A 5008	事前に審査	認定証（写） により確認
			石油 アスファルト類	・針入度 ・軟化点 ・伸度 ・三塩化エタン可溶分 ・引火点 ・薄膜加熱質量変化率 ・薄膜加熱針入度残留率 ・蒸発後の針入度比 ・蒸発質量変化率 ・粘度（動粘度又はセイボルトフロー ール砂） ・密度 ・タフネス・テナシティ ・粘度比（60℃）	JIS K 2207 JIS K 2207 JIS K 2207 JIS K 2207 JIS K 2265 JIS K 2207 JIS K 2207 舗装試験法便覧 JAA-011	事前に審査	認定証（写） により確認
			混合物	・混合物の配合設計 ・混合物の密度（基準密度）	アスファルト舗装要綱 舗装試験法便覧	事前に審査	認定証（写） により確認
・骨材の粒度 ・骨材の加熱温度 ・アスファルトの溶解温度  ・混合物の骨材粒度及び アスファルト量 ・混合物の密度 ・混合物の温度	JIS A 1102  舗装試験法便覧 JIS A 1102 舗装試験法便覧	「土木工事施工管理基準」 による		プラントの 自主管理			

※ 注1 施工時における品質管理は「土木工事施工管理基準」による。

2 工事監督員の指示があった場合には、プラントにおける骨材等の軽量自記印字記録データ及び管理表等の自主管理記録を提出するものとする。

[参考] アスファルト混合物事前審査制度試行に伴う現行制度との比較



### 3 港湾構造物で使用する割ぐり石の仕様



## 港湾構造物で使用する割ぐり石の仕様

### 1 適用範囲

この基準は、主として港湾構造物に使用する割ぐり石について規定する。

### 2 定義

#### 2-1 呼称

- (1) 用途別に呼び慣らされていた「割ぐり石」「割り石」「根固め石」「張石」等は、「割ぐり石」として統一する。
- (2) 割ぐり石の原石は、花こう岩類、安山岩類、砂岩類、凝灰岩類、石灰岩類、けい岩類又はこれに準ずる岩石とする。
- (3) 俗称として呼び慣らされてきた「土丹（岩）」は、「砂岩類」として統一して使用する。

#### 2-2 形状

割ぐり石は、2-1(2)の原石を破砕したものであって、うすっぺらなもの、細長いものであってはならない。

うすっぺらとは、厚さ(C)が幅(B)の $1/2$ 以下のものをいい、細長いとは、長さ(A)が幅(B)の3倍以上のものをいう。

長さ、幅、厚さの測り方は、割ぐり石の投影図の面積が最大となる位置において、図1の例のように測る。

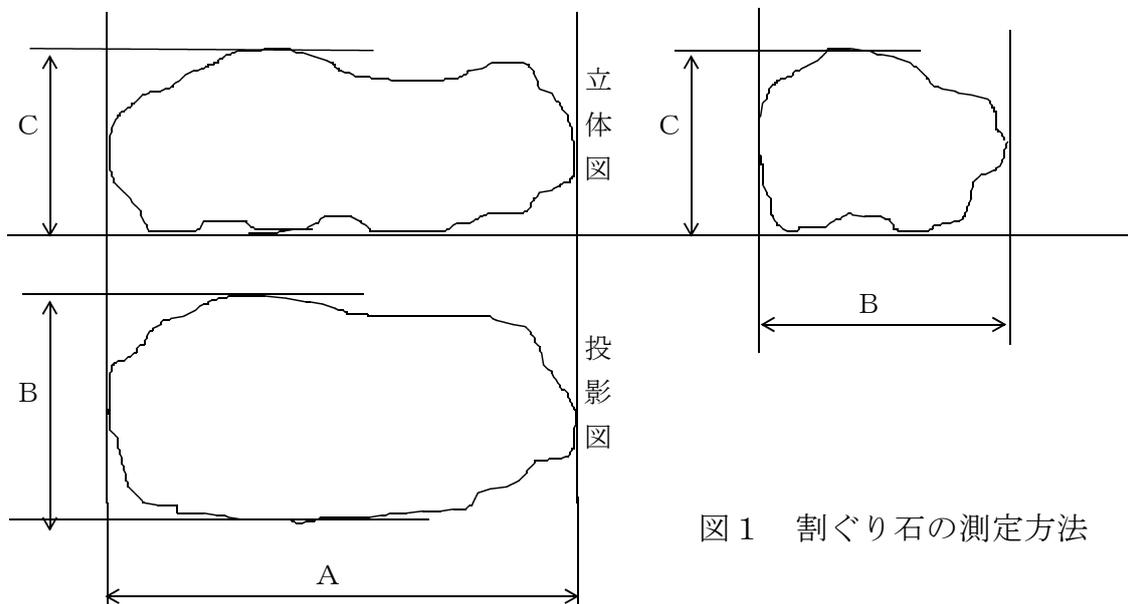


図1 割ぐり石の測定方法

長さ (A) ; 長軸の最大長さ (cm)

幅 (B) ; Aに直角に測った最大長さ (cm)

厚さ (C) ; 投影面に垂直に測った最大長さ (cm)

### 3 品質

割ぐり石の品質は、圧縮強さにより次のように分類する。なお、5-1および5-3で規定する見掛比重(g/cm<sup>3</sup>)、吸水率(%)は、参考値として利用してもよい。

表-1 圧縮強さによる区分

種類	圧縮強さ (N/mm <sup>2</sup> )	参考値	
		見掛比重(g/cm <sup>3</sup> )	吸水率 (%)
硬石	50以上	約2.7～2.5	5未満
準硬石	50未満～10以上	約2.5～2.0	5以上～15未満
軟石	10未満	約2.0未満	15以上

### 4 種類及び呼び方

割ぐり石は、質量により表-2のとおり区分する。なお、積算上、割ぐり石の質量が表-2の区分をまたがる場合は、許容差のきびしい方を採用する。

表-2 質量による区分

呼び名	1個の質量 (kg)		荷口の許容差
	標準値	許容差	
割ぐり石 1号	10	±20%	(1個の質量の標準値の許容差をはずれるものの合計質量の全質量に対する百分率)  30%
割ぐり石 2号	20		
割ぐり石 3号	30		
割ぐり石 5号	50		
割ぐり石 10号	100	±10%	
割ぐり石 20号	200		
割ぐり石 30号	300		
割ぐり石 50号	500		
割ぐり石 70号	700		
割ぐり石 100号	1,000		

注) この呼び名は、JIS (A5006)の規定に基づくもので、土木材料仕様書とは異なる。

[備考] 質量の算出方法は、2-2の測り方を用い、次の式によって算出してよい。

$$\text{質量 } W(\text{kg}) = V(\text{cm}^3) \times \text{見掛比重} \times 0.001$$

$$V(\text{cm}^3) = A \times B \times C \times D$$

$$D = V / A \times B \times C$$

Dは、石の質量を産地毎に採石場又は積出基地で測定する。

ここに、V；体積(cm<sup>3</sup>) A；長さ(cm) B；幅(cm) C；厚さ(cm)

D；実体積の比率

## 5 試験方法

### 5-1 見掛比重

試験体は、3個の供試割ぐり石からそれぞれ1個ずつ切り取り、大きさ10cm × 10cm × 20cmの直方体とする。ただし、20cmの辺を石理にほぼ直角方向とする。

試験体の加圧面は平坦仕上げとする。

これを105～110℃の空気乾燥器内で恒量となるまで乾燥する。その後取り出してデシケータにいれ、冷却したのち質量及び正味体積を測る。

見掛比重は、次の式によって算出し、試験体3個の平均値をもって表す。

$$\text{見掛比重} = \frac{\text{質量(g)}}{\text{正味体積(cm}^3\text{)}}$$

[参考] 現場で試験を行う場合の見掛比重(湿潤状態)

現場搬入時に質量検査を行う場合の見掛比重の試験は、次の方法による。

#### (1) 資料の準備

試験に供する資料は、原則として産出現場状態にあるもの又は搬入直後の試料で表面乾燥状態にあるものとする。

#### (2) 試験法(水浸法)

試料の成形を行わない場合をいう。

ア 取扱いに手頃な大きさの供試割ぐり石を3個選び、空中質量と水中質量を個別に測定する。

イ 水中質量の測定は、搬入現場又は試験室いずれで行ってもよいが、原則として監督員の立会いのもとに行うものとする。

ウ 次の式によって見掛比重を算出し、供試体3個の平均値をもって表す。

$$\text{見掛比重} = \frac{\text{湿潤質量(g)}}{(\text{湿潤質量(g)} - \text{水中重量(g)})} \times \text{水の密度}$$

ただし、湿潤質量とは空中での測定質量をいう。また、水の密度は、海水の場合に1.03、淡水の場合に1.00とする。

## 5-2 吸水率

見掛比重測定時の試験体の質量を乾燥時の質量とする。図2に示すように石理を水面と平行にし、かつ上部1 cmを常に水面上になるように水浸して、 $20 \pm 3^\circ\text{C}$ で多湿の恒温室内に置く。48時間経過後取り出し、手早く水浸部分の水をふきとり、直ちに質量を量り、吸水時の質量とする。

吸水率は、次の式によって算出し、供試体3個の平均値をもって表す。

$$\text{吸水率 (\%)} = \frac{\text{吸水後の質量 (g)} - \text{乾燥時の質量 (g)}}{\text{乾燥時の質量 (g)}} \times 100$$

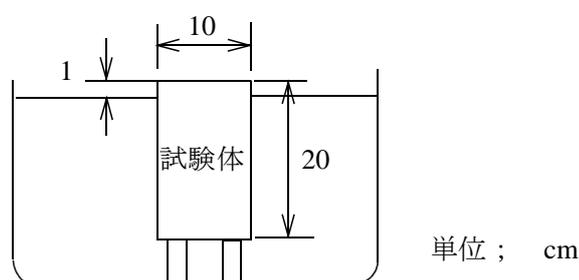


図 2

## 5-3 圧縮強さ

吸水率測定後の試験体を使用し、吸水時に質量測定後、直ちに試験する。

加圧には、中央に球面をもつ伝圧装置を用いて、原則として石理に垂直に毎  $\text{cm}^2$  当たり毎秒  $98.066\text{N}$  の速さで加圧する。

圧縮強さは、次の式によって算出し、試験体3個の平均値をもって表す。

$$\text{圧縮強さ (N / cm}^2\text{)} = \frac{\text{最大荷重 (N)}}{\text{断面積 (cm}^2\text{)}}$$

断面積を算出する場合、各辺の寸法は、 $0.1\text{mm}$  まで正確に測る。

## 4 試驗研究機関一覽表



## 試験研究機関一覧表

H13.3 現在

分類	番号	試験機関の名称	試験室の所在地	電話番号	受託試験項目		
					コンクリート	鉄筋	その他
公益人	1	(財) 東京都駐車場公社 土木材料試験センター	江東区新砂 1-9-15	03( 5683) 1550	○	○	○
	2	(財) 建材試験センター (両国試験室)	墨田区立川 3-1-8	03( 3634) 8990	○	○	○
	3	(財) 建材試験センター (浦和試験室)	浦和市中島 2-12-8	048( 858) 2790	○	○	○
	4	(財) 東京都防災・建築まちづくりセンター	品川区東大井 1-12-20	03( 3471) 2691	○	○	—
	5	(財) 日本品質保証機構 (南関東試験センター)	品川区東大井 1-8-12	03( 3474) 2525	○	○	○
	6	(社) 日本溶接協会 東京都第一支部	江東区大島 3-1-11	03( 3685) 7984	—	○	○
	7	(財) 日本溶接技術センター	川崎市川崎区本町 2-11-19	044( 222) 4102	—	○	○
	8	(財) 日本繊維製品品質技術センター 産業資材試験センター	墨田区緑 1-6-2	03( 3846) 1611	—	—	○
	9	(財) 化学物質評価研究機構	墨田区東向島 4-1-1	03( 3614) 1101	—	—	○
法人	1	(株)複合材料研究所 (第三者建材検査機関協同組合江戸川検査所)	江戸川区東小松川 4-46-1	03( 5662) 2777	○	○	—
	2	三友エンジニアリング(株) (第三者建材検査機関協同組合浦安検査所)	浦安市富士見 1-7-23	047( 355) 1870	○	○	—
	3	(株)オーテック (晴海試験所)	中央区晴海 2-2-29	03( 5560) 3769	○	○	—
	4	(有) テーエスコンサルタンツ	江東区亀戸 7-9-15	03( 3685) 8723	○	○	—